

退職手当・年金制度等ガイドブック

(令和6年1月)

鳥取県教育委員会事務局教育総務課
鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課
公立学校共済組合鳥取支部

退職者のみなさんへ

鳥取県から給与を受けている職員が退職（死亡退職を含む。）したときは、勤続期間又は在職期間に応じて県から退職手当が支給されます。また公立学校共済組合からは、年金の受給権が発生したとき厚生年金等が支給されます。

給付等については、退職者自身の請求手続により支給されますので、該当者は速やかに請求書類を提出してください。特に、短期給付（医療費関係）は事由発生日から2年間、長期給付（年金関係）は年金受給権が発生したときから5年間、請求を行わなかったときは時効により請求権等が消滅しますのでご注意ください。

皆様から提出された請求書類により、迅速な給付の決定を行うようにしておりますが、書類の不備や期限までに提出されないときは、給付が遅れることとなりますので、このガイドブックを参考に手続きをしてください。

退職に伴う諸給付及び受給要件

給付の種類	支払者	受 給 要 件	
退職手当	鳥 取 県	一般の退職手当	一般職員で6ヶ月以上（死亡、勸奨又は整理退職の場合は1日以上）引き続いて勤務して退職したとき。
		予告を受けない退職者の退職手当	退職が労働基準法第20条及び第21条又は船員法第46条に該当する場合（30日前に予告を受けないで退職させられた場合。）の一般の退職手当の額が平均賃金の30日分より少ないとき。
		失業者の退職手当	一般の退職手当の額（予告を受けない退職手当を含む。）が雇用保険法の給付額に達しないとき。
老齢厚生年金	公 立 学 校 共 済 組 合	組合員期間等が10年以上で退職した後、65歳に達したとき支給。	
遺族厚生年金		組合員期間中又は老齢厚生年金受給中に死亡した場合。 公務上の傷病により死亡したとき。	
障害厚生年金		組合員期間中に発病（初診）し、初診から1年6か月経過後障害の状態にあるとき。	
退職等年金給付 (年金払い退職給付)		組合員期間が1年以上で退職した後、平成27年10月1日以降の組合員期間に係る3階部分として65歳に達したとき支給。	
経過的職域加算		老齢厚生年金等が支給されるときに、平成27年9月30日までの組合員期間に係る3階部分として支給。	

目 次

退職手当、財形手続について

I 退職手当について	
1 退職手当の受給要件	1
2 退職手当の算出	1
3 勤続期間の計算	3
4 退職手当算出の経過措置等について	5
5 60歳に達した職員の退職手当	6
6 退職手当の調整額表	7
7 退職手当の支給事由別支給率表	8
8 退職手当に対する課税	9
9 税額の算出	9
10 税額表	11
11 退職手当から控除されるもの	12
12 退職手当の申請・受取について	12
13 その他注意事項	13
II 財産形成貯蓄の手続について	17

退職後の医療保険と年金制度

I 退職後の医療保険について	18
II 任意継続組合員制度について	20
III 退職または資格喪失後の短期給付について	25
IV 年金制度について	
1 年金制度の体系	26
2 被保険者の種類と保険料	27
V 退職後の長期給付について	
1 長期給付の種別等	28
2 老齢給付	29
3 障害給付	32
4 遺族給付	36
5 退職等年金給付（年金払い退職給付）	38
6 基礎年金制度の概要	40
7 加給年金	44
8 再就職した場合の年金の支給停止	45
9 請求手続等	46
10 年金の支給と留意事項	47
11 質疑等の照会先	48
VI その他	
1 福祉保険制度（ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度・元気づくりサービスコース）の取扱い	49
2 アイリスプランの取扱い	49
3 宿泊施設特別利用者証の交付について	50

退職手当・財形手続について

場合は全月数)を調整額の区分の決定上の各月から除算します。

また、調整額の算定においては、退職事由及び勤続期間により次の特例があります。

ア 自己都合退職者

- ・ 勤続期間が10年以上24年以下の者：算定した額の2分の1の額
- ・ 勤続期間が9年以下の者：0円

イ 自己都合以外の退職者

- ・ 勤続年数が1年以上4年以下の者：算定した額の2分の1の額
- ・ 勤続期間が0年の者：0円

(2) 早期退職者については次のとおりです。

○早期退職は、次の要件を全て満たした場合に承認されます。

- ①その者の非違による退職でないこと。
- ②退職日における勤続期間（退職手当条例第9条の規定により休職等の期間を除算した期間）が20年以上であること。
- ③退職日における年齢が45歳以上であること。
- ④退職日の前年の4月1日から7月31日までに退職の申し出を行うこと。
- ⑤原則として退職日が、申し出の翌年の3月31日であり、かつ年齢が60歳に達する日以前であること。

○早期退職の場合の退職手当は、基本額の算定に係る支給率が、自己都合ではなく、定年退職者と同等に設定されています。（P7「退職手当の支給率表」参照）

○また、25年以上勤続して退職する場合で、退職時の年齢が50歳から59歳である職員については、60歳と退職の日におけるその職員の年齢との差の年数に応じた加算割合（下記の表を参照）が基本額の算定に係る退職時の給料月額に乘じられます。

○ 早期退職者の退職手当の計算式

$$\underbrace{\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{退職時の給料月額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{支給率} \\ \text{(勤続年数等により決定)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{調整率} \\ \text{(83.7/100)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{加算割合} \\ \hline \end{array} \right]}_{\text{基本額}} + \begin{array}{|c|} \hline \text{調整額} \\ \text{(役職等により決定)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当額} \\ \hline \end{array}$$

60歳と退職の日におけるその者の年齢との差	加算割合	60歳と退職の日におけるその者の年齢との差	加算割合
1年	102/100	6年	112/100
2年	104/100	7年	114/100
3年	106/100	8年	116/100
4年	108/100	9年	118/100
5年	110/100	10年	120/100

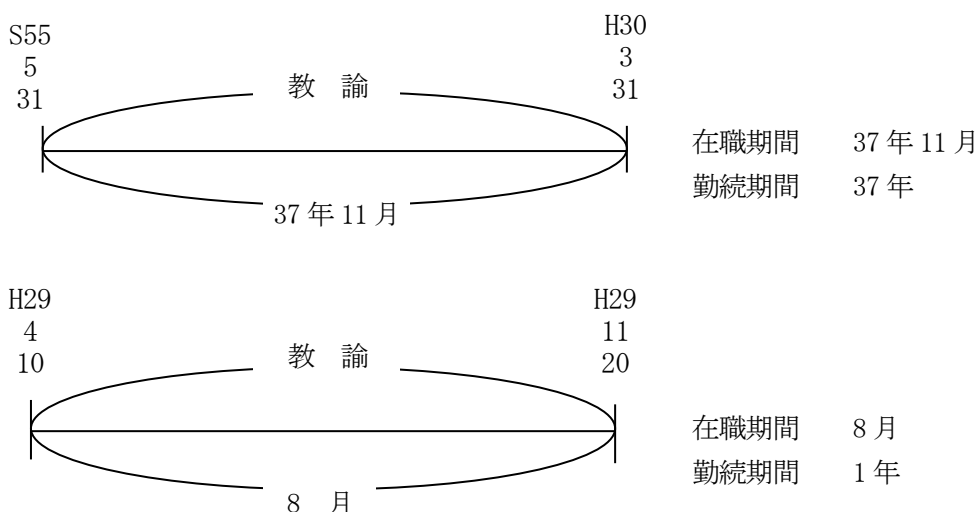
(例) 退職時の年齢が55歳の場合、60歳と退職の日におけるその職員の年齢との差が5年であるため、加算割合は110/100となる。（「退職時の給料月額」が10%割増しされる。）

3 勤続期間の計算

勤続期間とは、鳥取県職員や県費負担教職員になってから退職するまでの在職期間の年数です。在職期間に1年未満の端数月があるときは、これを切り捨てます。ただし、全在職期間が6か月以上1年未満の者は1年として計算します。

(1) 在職期間の計算

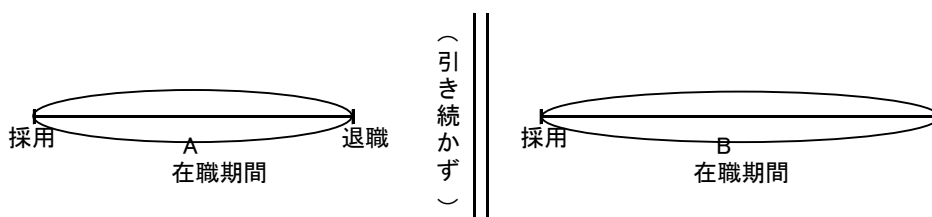
原則として在職期間とは、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数となります。



(2) 職員として引き続いた在職期間

職員が一度退職し、翌日再び職員となった場合は引き続いて在職したものとみなされます。(採用前に本県の講師等に任用された方(但しH16.3.31までの期間)で、その退職の際に退職手当を支給されていない場合は、職員として引き続いて在職したものとみなされます。)

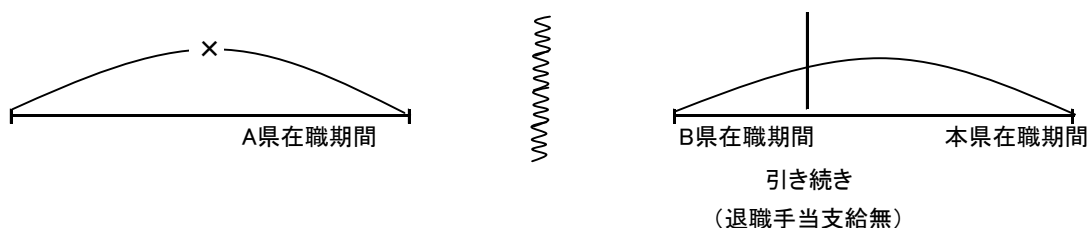
(例1) 引き続いて在職とみなされない場合



※AとBの間で1日以上の間がある場合引き続いて勤務していないこととなり、職員として引き続いた在職期間に算入されません。退職手当に係る在職期間はBだけとなります。

(例2)

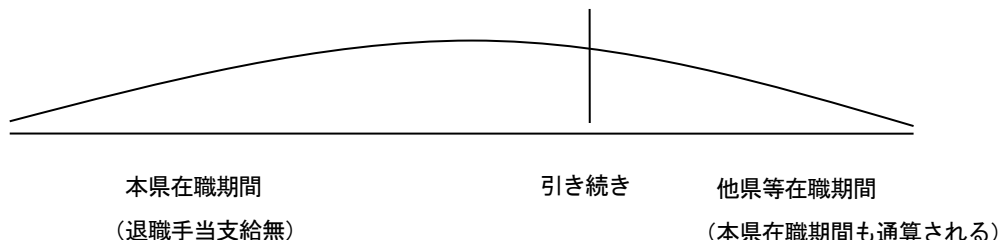
国・他の都道府県等の職員が引き続いて本県の職員となったときは、その期間は原則として通算されますが、本県採用前に退職手当を支給されていると、通算されません。



(例3)

本県を退職し、引き続いて国及び他の都道府県の職員（非常勤職員等を除く）となったときは、原則として次の職場で在職期間を引継ぎ、退職の際に在職期間を通算され、退職手当を支給されることになりますので、本県から退職手当は支給されません。

※通算されない都道府県もありますので、その場合は本県から退職手当を支給します。



(3) 在職期間からの除算

在職期間に休職・停職・育児休業等があった場合には、その期間については勤続期間から除かれます。ただし、月のうち1日でも勤務した日があれば、その月は除算しません。

ア 休職・停職の期間・・・1/2を除算

イ 育児休業の期間・・・1/2を除算

ただし、育児休業期間(平成4年4月1日施行の新育児休業法適用後の期間)のうち、子の1歳に達した日の属する月までの期間はその月数の1/3を除算されます。

ウ 育児短時間勤務の期間・・・1/3を除算

エ 組合専従休職・・・全月数を除算

オ 海外随伴休暇の期間・・・1/2を除算

カ 高齢者部分休業の期間・・・1/2を除算

キ 自己啓発等休業期間・・・1/2を除算

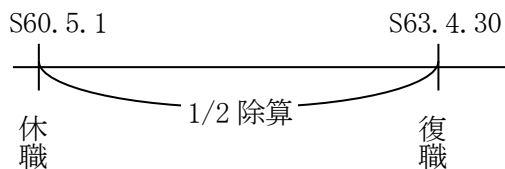
ただし、「公務の能率的な運営に特に資するもの」と認められていた場合に限る。

それ以外の場合には、全月数を除算。

※「介護休暇」「介護時間」「育児部分休業」「子育て部分休暇」「修学部分休業」を取得中の期間は除算なし(通算)。

(休職)

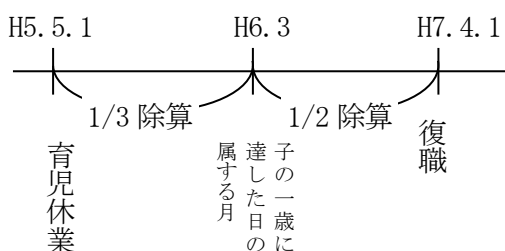
$$\text{除算} \frac{2 \text{年} 11 \text{月}}{2} = 1 \text{年} 5 \text{月} 15 \text{日}$$



ただし、組合専従休職である場合は、2年11月。

(育児休業期間)

$$\text{除算} \frac{11 \text{月}}{3} = 3 \text{月} 20 \text{日} \dots \text{①}$$



$$\frac{12 \text{月}}{2} = 6 \text{月} \dots \text{②}$$

$$\text{①} + \text{②} = 9 \text{月} 20 \text{日}$$

4 退職手当算出の経過措置等について

退職手当は2退職手当の算出(P1)により算出されますが、平成17年度以降の条例改正により以下(1)～(2)の経過措置があります。

(1) 給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例(新条例5条の2適用の場合)【給料表の切替があった者等】

在職期間中に変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合において、変額前の月額が退職時の給料月額より多い時は、勤務期間に応じて変額前の給料月額を退職時の給料月額とみなします。

● 基本額算出方法

$$\text{基本額} = (\text{ア} + \text{イ}) \times \text{調整率}$$

ア 変額前の給料月額×支給率(変額日前日までの勤務期間)

イ 退職日給料月額×支給率(変額後から退職日までの勤務期間)

(2) 平成18年4月の制度改正に伴う経過措置【H18.4.1に給料変額のあった者】

(1)による額が、仮に平成18年3月31日に退職したものと比較し、支給されたであろう額を下回るようになる場合は、旧制度に基づく退職手当額を支給します。

※旧制度に基づき平成18年3月31日に退職した場合の退職手当額の算定

● 算出方法

$$\text{平成18年3月31日における給料月額(教職調整額、給料の調整額を含む)} \times \text{退職事由及び平成18年3月31日までの勤続期間に応じた支給率(P7支給率表参照)}$$

※ 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に該当する場合は、平成18年3月31日現在の年齢により加算します。

● 算出方法

$$\text{退職手当の算出基礎となる給料月額(H18.3.31時点)} \times \text{早期退職割増(H18.3.31時点)} \times \text{支給率(H18.3.31時点)}$$

5 60歳に達した職員の退職手当（定年引き上げに関する概要説明資料より抜粋）

60歳に達した職員の退職手当

60歳に達した職員の退職手当については、次の①・②が措置されています。

- ① 定年引き上げに伴い60歳超の期間の給与が減額される職員に対し退職手当の基本額の計算方法の特例（いわゆる「ピーク時特例」）を適用する措置
- ② 60歳に達した日後の最初の3月31日以後退職する職員の退職手当の支給率の設定

退職手当の基本額の計算方法の特例（ピーク時特例）

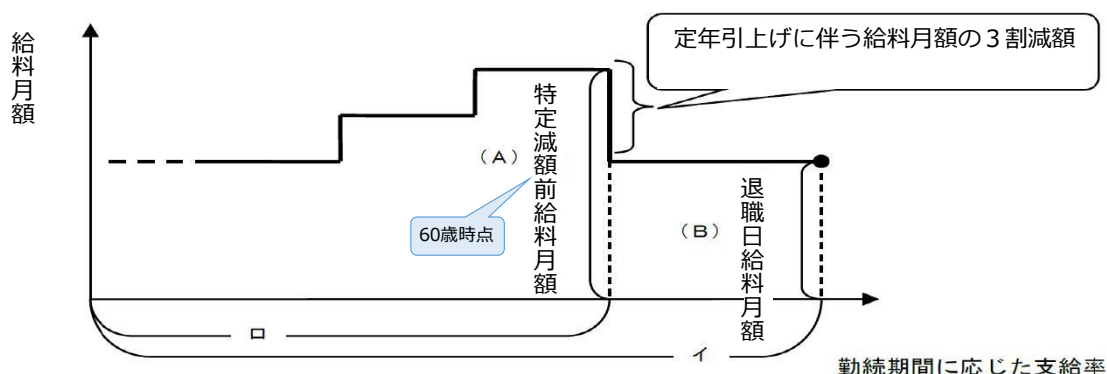
退職手当の基本額の計算方法に係る特例については、次の場合も適用されます(給与減額前の期間を減額前の給料月額により算定するための特例措置)。

- ◆職員が60歳に達した日後の最初の4月1日(特例日)以後、7割水準の給料月額となる場合
- ◆管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額が減額される場合

退職手当の基本額

$$= \text{[特定減額前給料月額(A) × 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ロ)]} \\ + \text{[退職日給料月額(B) × (退職日までの勤続期間に応じた支給率(イ) - 減額日前日} \\ \text{までの勤続期間に応じた支給率(ロ))]}$$

※定年引き上げ期間(常勤)も勤続年数は引き続き加算され、定年退職扱いとなる場合の支給率は、勤続年数は35年(育児・病気休職等休職・休業期間等は除算)で、所得税控除額は42年(組合専従休職の場合のみ除算)で上限に達します。



60歳に達した日以後退職する職員の退職手当の支給率の設定

60歳に達した日後の最初の3月31日以降、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定されます。

※定年の定めのない者（臨時的任用職員等任期を定めて任用される職員など）には適用されません。

（補足）定年前早期退職特例措置における当分の間の措置

早期退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合の給料月額の割増率は、当分の間、改正前の定年制度下で対象とされる年齢と割増率が維持されます。（60歳～64歳の者が早期退職する場合は給料月額は割増されません。）

6 退職手当の調整額表

区分	調整 月額 円	職員の給料表								
		行政職給料表		教育職 給料表 (1)	教育職 給料表 (2)	海事職 給料表	現業職給料表			
		H8.4.1 から H18.3.31 まで	H18.4.1 以降				H8.4.1 から H17.8.31 まで	H17.9.1 から H18.3.31 まで	H18.4. 1 以降	
第1号	65,000	11級	9級							
第2号	59,550	10級	8級	4級(役職加算100分の20である者に限る)						
第3号	54,150	9級	7級	4級(管理職手当支給区分3種又は4種(第2号に掲げる者を除く))						
第4号	43,350	8級	6級	4級(第2号、3号に掲げる者を除く)		5級				
第5号	32,500	7級	5級	3級(管理職手当支給区分が特4種又は5種特6種の者に限る)		4級(知事が別に定める者に限る。)				
第6号	27,100	6級	4級	3級(第5号に掲げる者を除く)、特2級又は2級で経験年数30年(大学4卒)以上		4級	3級(7～17号給)又は2級(11号給以上)			
第7号	21,700	5級又は4級	3級	2級で経験年数12年(大学4卒)以上		3級	3級(6号給以下)又は2級(10号給以下)又は1級(21号給以上)		5級又は4級	3級
第8号	0	3級以下	2級以下	2級(第6号、第7号に掲げる者を除く)又は1級		2級以下	1級(20号給以下)		3級以下	2級以下

※研究職給料表の該当者については個別にお問い合わせください。

備考 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1 役職加算

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)別表第1の加算割合をいう。

2 管理職手当支給区分

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の規定による管理職手当に係る区分をいう。

3 経験年数

役員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)第2条第4号に規定する経験年数をいう。

7 退職手当の支給事由別支給率（調整率を乗じたもの）

退職手当の支給率表 H30. 4. 1～適用（調整率83.7/100）

勤続年数	定年		早期退職		勲褒		自己都合		私傷病		通勤傷病、公務外死亡		勤務公署移転		整理退職、公務傷病、公務死亡	
	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降
1	0.83700	0.837000	-	-	0.83700	0.837000	0.50220	0.50220	0.83700	0.83700	0.83700	0.837000	1.0462500000000	1.046250	1.25550	1.25550
2	1.67400	1.674000	-	-	1.67400	1.674000	1.00440	1.00440	1.67400	1.67400	1.67400	1.674000	2.0925000000000	2.092500	2.51100	2.51100
3	2.51100	2.511000	-	-	2.51100	2.511000	1.50660	1.50660	2.51100	2.51100	2.51100	2.511000	3.1387500000000	3.138750	3.76650	3.76650
4	3.34800	3.348000	-	-	3.34800	3.348000	2.00880	2.00880	3.34800	3.34800	3.34800	3.348000	4.1850000000000	4.185000	5.02200	5.02200
5	4.18500	4.185000	-	-	4.18500	4.185000	2.51100	2.51100	4.18500	4.18500	4.18500	4.185000	5.2312500000000	5.231250	6.27750	6.27750
6	5.02200	5.022000	-	-	5.02200	5.022000	3.76650	3.76650	5.02200	5.02200	5.02200	5.022000	6.2775000000000	6.277500	7.53300	7.53300
7	5.85900	5.859000	-	-	5.85900	5.859000	4.39425	4.39425	5.85900	5.85900	5.85900	5.859000	7.3237500000000	7.323750	8.78850	8.78850
8	6.69600	6.696000	-	-	6.69600	6.696000	5.02200	5.02200	6.69600	6.69600	6.69600	6.696000	8.3700000000000	8.370000	10.04400	10.04400
9	7.53300	7.533000	-	-	7.53300	7.533000	5.64975	5.64975	7.53300	7.53300	7.53300	7.533000	9.4162500000000	9.416250	11.29950	11.29950
10	8.37000	8.370000	-	-	8.37000	8.370000	6.27750	6.27750	8.37000	8.37000	8.37000	8.370000	10.4625000000000	10.462500	12.55500	12.55500
11	9.29700	11.613375	-	-	9.29700	11.613375	7.43256	7.43256	9.29700	9.29700	9.29700	11.613375	11.6133750000000	11.613375	13.93605	13.93605
12	10.21140	12.764250	-	-	10.21140	12.764250	8.16912	8.16912	10.21140	10.21140	10.21140	12.764250	12.7642500000000	12.764250	15.31710	15.31710
13	11.13210	13.915125	-	-	11.13210	13.915125	8.90568	8.90568	11.13210	11.13210	11.13210	13.915125	13.9151250000000	13.915125	16.69815	16.69815
14	12.05280	15.066000	-	-	12.05280	15.066000	9.64224	9.64224	12.05280	12.05280	12.05280	15.066000	15.0660000000000	15.066000	18.07920	18.07920
15	12.97350	16.216875	-	-	12.97350	16.216875	10.37880	10.37880	12.97350	12.97350	12.97350	16.216875	16.2168750000000	16.216875	19.46025	19.46025
16	13.89420	17.890875	-	-	13.89420	17.890875	11.11536	12.88143	13.89420	14.31270	13.89420	17.890875	17.8908750000000	17.890875	20.84130	20.84130
17	14.81490	19.564875	-	-	14.81490	19.564875	11.85192	14.08671	14.81490	15.65190	14.81490	19.564875	18.5186250000000	19.564875	22.22235	22.22235
18	15.73560	21.238875	-	-	15.73560	21.238875	12.58848	15.29199	15.73560	16.99110	15.73560	21.238875	19.6695000000000	21.238875	23.60340	23.60340
19	16.65630	22.912875	-	-	16.65630	22.912875	13.32504	16.49727	16.65630	18.33030	16.65630	22.912875	20.8203750000000	22.912875	24.98445	24.98445
20	21.97125	24.586875	21.97125	24.586875	21.97125	24.586875	17.57700	19.66950	17.57700	19.66950	21.97125	24.586875	21.9712500000000	21.971250	26.36550	26.36550
21	23.22675	26.260875	23.22675	26.260875	23.22675	26.260875	18.58140	21.34350	18.58140	21.34350	23.22675	26.260875	23.2267500000000	23.226750	27.74655	27.74655
22	24.48225	27.934875	24.48225	27.934875	24.48225	27.934875	19.58580	23.01750	19.58580	23.01750	24.48225	27.934875	24.4822500000000	24.482250	29.12760	29.12760
23	25.73775	29.608875	25.73775	29.608875	25.73775	29.608875	20.59020	24.69150	20.59020	24.69150	25.73775	29.608875	25.7377500000000	25.737750	30.50865	30.50865
24	26.99325	31.282875	26.99325	31.282875	26.99325	31.282875	21.59460	26.36550	21.59460	26.36550	26.99325	31.282875	26.9932500000000	26.993250	31.88970	31.88970
25	33.89850	33.270750	33.89850	33.270750	33.89850	33.270750	28.24875	28.03950	28.24875	28.03950	33.89850	33.270750	28.2487500000000	33.270750	33.89850	33.27075
26	35.40510	34.777350	35.40510	34.777350	35.40510	34.777350	29.50425	29.37870	29.50425	29.37870	35.40510	34.777350	29.5042500000000	34.777350	35.40510	34.77735
27	36.91170	36.283950	36.91170	36.283950	36.91170	36.283950	30.75975	30.71790	30.75975	30.71790	36.91170	36.283950	30.7597500000000	36.283950	36.91170	36.28395
28	38.41830	37.790550	38.41830	37.790550	38.41830	37.790550	32.01525	32.05710	32.01525	32.05710	38.41830	37.790550	32.0152500000000	37.790550	38.41830	37.79055
29	39.92490	39.297150	39.92490	39.297150	39.92490	39.297150	33.27075	33.39630	33.27075	33.39630	39.92490	39.297150	33.2707500000000	39.297150	39.92490	39.29715
30	41.43150	40.803750	41.43150	40.803750	41.43150	40.803750	34.52625	34.73550	34.52625	34.73550	41.43150	40.803750	34.5262500000000	40.803750	41.43150	40.80375
31	42.68700	42.310350	42.68700	42.310350	42.68700	42.310350	35.57250	35.73990	35.57250	35.73990	42.68700	42.310350	35.5725000000000	42.310350	42.68700	42.31035
32	43.94250	43.816950	43.94250	43.816950	43.94250	43.816950	36.61875	36.74430	36.61875	36.74430	43.94250	43.816950	36.6187500000000	43.816950	43.94250	43.81695
33	45.19800	45.323550	45.19800	45.323550	45.19800	45.323550	37.66500	37.74870	37.66500	37.74870	45.19800	45.323550	37.6650000000000	45.323550	45.19800	45.32355
34	46.45350	46.830150	46.45350	46.830150	46.45350	46.830150	38.71125	38.75310	38.71125	38.75310	46.45350	46.830150	38.7112500000000	46.830150	46.45350	46.83015
35	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	39.75750	39.75750	39.75750	39.75750	47.70900	47.709000	39.7575000000000	47.709000	47.70900	47.70900
36	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	40.80375	40.76190	39.75750	40.76190	47.70900	47.709000	39.7575000000000	47.709000	47.70900	47.70900
37	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	41.85000	41.76630	41.85000	41.76630	47.70900	47.709000	40.2403846153846	47.709000	47.70900	47.70900
38	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	42.89625	42.77070	42.89625	42.77070	47.70900	47.709000	41.2463942307692	47.709000	47.70900	47.70900
39	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	43.94250	43.77510	43.94250	43.77510	47.70900	47.709000	42.2524038461538	47.709000	47.70900	47.70900
40	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	44.98875	44.77950	44.98875	44.77950	47.70900	47.709000	43.2584134615385	47.709000	47.70900	47.70900
41	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	46.03500	45.78390	46.03500	45.78390	47.70900	47.709000	44.2644230769231	47.709000	47.70900	47.70900
42	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.08125	46.78830	47.08125	46.78830	47.70900	47.709000	45.2704326923077	47.709000	47.70900	47.70900
43	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.709000	46.2764423076923	47.709000	47.70900	47.70900
44	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.709000	47.2824519230769	47.709000	47.70900	47.70900
45	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.709000	47.7090000000000	47.709000	47.70900	47.70900
46	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.709000	47.7090000000000	47.709000	47.70900	47.70900

(注) 数字は、退職日の給料の月額に乘ずる割合である。

8 退職手当に対する課税

退職手当にかかる所得税・住民税は源泉徴収されます。つまり、受け取る退職手当から税金が差し引かれています。その額は勤続年数や退職手当額によって異なります。

なお、死亡退職の場合は、相続税の対象となりますので、所得税・住民税は課せられません。

(1) 所得税

所得税法では、「退職所得」は他の所得とは区別して扱うこととされています。つまり分離課税であって、一度所得税を課されれば、さらに総所得金額に合算してもう一度課税されることはないという仕組みになっています。

(2) 住民税（市町村民税及び都道府県民税、3月31日退職の場合4月及び5月分の住民税も含む。）

住民税についても、「退職所得」は分離課税になっています。

9 税額の算出

(1) 所得税の算出

退職手当に係る所得税の税額は、退職手当の金額(①)から退職所得控除額(②特別控除)を控除した残額の2分の1に相当する金額(課税退職所得金額(③))に応じて、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式にしたがって計算して税額を求めます。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{①退職手当} \\ \hline \text{の金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{②退職所得} \\ \hline \text{の控除額} \\ \hline \text{(特別控除)} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{1}{2} = \begin{array}{|c|} \hline \text{③課税退職} \\ \hline \text{所得金額} \\ \hline \end{array} \Rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{課税} \\ \hline \end{array}$$

(2) 特別控除額（早見表）

勤続年数	特別控除額	勤続年数	特別控除額	勤続年数	特別控除額
4年	160万円	17年	680万円	30年	1,500万円
5年	200	18年	720	31年	1,570
6年	240	19年	760	32年	1,640
7年	280	20年	800	33年	1,710
8年	320	21年	870	34年	1,780
9年	360	22年	940	35年	1,850
10年	400	23年	1,010	36年	1,920
11年	440	24年	1,080	37年	1,990
12年	480	25年	1,150	38年	2,060
13年	520	26年	1,220	39年	2,130
14年	560	27年	1,290	40年	2,200
15年	600	28年	1,360	41年	2,270
16年	640	29年	1,430	42年	2,340

特別控除の勤続年数は、休職等があっても減算しないで年数を計算します。(但し、組合専従休職の場合は減算されます。) また、1年未満の端数があるときは切り上げて年数を求めます。

例えば、30年1か月を切り上げて31年として特別控除額を計算します。

(特別控除額)

勤続年数が1年以上20年までは、1年について40万円、21年以上は、1年について70万円となります。(ただし、勤続年が1年以上2年未満のときは、80万円)

仮りに勤続年数が31年である場合の特別控除額は、

40万円×20年=800万円

70万円×11年=770万円

800万円+770万円=1,570万円となります。

(課税退職所得金額)

退職手当－特別控除額×1/2 (1,000円未満の端数は切り捨て)

(税額の計算)

課税退職所得金額×税率－控除額 (1円未満の端数は切り捨て)

(3) 所得税の速算表

次の表により求めた税額となります。

課税退職所得金額 (円)	税率	控除額(円)	税額 (円)
(A)	(B)	(C)	$((A) \times (B) - (C)) \times 102.1\%$
1,950,000 以下	5 %	—	$((A) \times 5\%) \times 102.1\%$
1,950,000 超 3,300,000 以下	10 %	97,500	$((A) \times 10\% - 97,500 \text{円}) \times 102.1\%$
3,300,000 超 6,950,000 以下	20 %	427,500	$((A) \times 20\% - 427,500 \text{円}) \times 102.1\%$
6,950,000 超 9,000,000 以下	23 %	636,000	$((A) \times 23\% - 636,000 \text{円}) \times 102.1\%$
9,000,000 超 18,000,000 以下	33 %	1,536,000	$((A) \times 33\% - 1,536,000 \text{円}) \times 102.1\%$
18,000,000 超	40 %	2,796,000	$((A) \times 40\% - 2,796,000 \text{円}) \times 102.1\%$

※H25. 1. 1 から復興特別所得税の(2.1%)が課税されます。

(4) 住民税 (市町村民税及び県民税) の算出

課税退職所得金額に、市町村民税は6%、県民税は4%を乗じて得た額となります。

市町村民税 = $[(A) \times 6\%]$

都道府県民税 = $[(A) \times 4\%]$

※100円未満切り捨て

10 税額表

(税額速算表)

特別控除後の額 〔退職手当〕 〔—特別控除額〕	課税退職所得金額 〔特別控除後の〕 額×1/2	所得税	県民税	市町村民税	計
200万円	100万円	51,050円	40,000円	60,000円	151,050円
250	125	63,812	50,000	75,000	188,812
300	150	76,575	60,000	90,000	226,575
350	175	89,337	70,000	105,000	264,337
400	200	104,652	80,000	120,000	304,652
450	225	130,177	90,000	135,000	355,177
500	250	155,702	100,000	150,000	405,702
550	275	181,227	110,000	165,000	456,227
600	300	206,752	120,000	180,000	506,752
650	325	232,277	130,000	195,000	557,277
700	350	278,222	140,000	210,000	628,222
750	375	329,272	150,000	225,000	704,272
800	400	380,322	160,000	240,000	780,322
850	425	431,372	170,000	255,000	856,372
900	450	482,422	180,000	270,000	932,422
950	475	533,472	190,000	285,000	1,008,472
1000	500	584,522	200,000	300,000	1,084,522
1050	525	635,572	210,000	315,000	1,160,572
1100	550	686,622	220,000	330,000	1,236,622
1150	575	737,672	230,000	345,000	1,312,672
1200	600	788,722	240,000	360,000	1,388,722

11 退職手当から控除されるもの

(1) 所得税及び住民税（市町村民税及び県民税）

(2) 給与所得に係る住民税（市町村民税及び県民税）

1月から5月の間に退職し、再就職しない方については、毎月給料から控除されている住民税（市町村民税及び県民税）の5月までの未納住民税が控除されます。

令和6年3月に退職される方については、4月分及び5月分を一括徴収します。

（これは、令和4年所得に係る令和5年度住民税の残額です。）

(3) 共済組合償還金等

共済組合から借入金（普通貸付、住宅貸付等）に残額がある場合には、退職手当から一括控除します。

なお退職手当から控除しきれない場合は、共済組合から振込依頼票を送付しますので期限内に振り込んで下さい。

※鳥取県教職員互助会の貸付金の償還残金は、退職手当からは控除することができませんので、互助会が送付する振込依頼票によって償還していただくこととなります。

○退職手当手取額

退職手当－〔所得税＋市町村民税＋県民税＋1～5月までの未納住民税（年度末退職者は4～5月分）＋共済貸付金の償還残金〕
--

12 退職手当の申請・受取について

(1) 退職手当の請求について

退職手当の請求については以下の書類を鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課まで提出してください。

なお、以下の書類の申請に、**退職手当口座振込依頼書**（退職手当の支払について口座振替の方法を希望する場合）を併せて申請していただきますと、ご希望の金融機関の口座に直接入金されます。

請求書類

提出書類 退職事由	退職手当 支給調書	戸籍謄本	退職所得に 関する申告書	生計関係 申立書	備 考
定年、勸奨、整理、早期退職、自己都合、公務外傷病の場合	○	/	○	/	公務外傷病による退職の場合で勤続年数が11年未満の場合は診断書を必要とする。
公務外死亡退職	○	○	/	○ (配偶者が受給者の場合は除く。)	戸籍謄本は職員が除籍され、遺族との身分関係がわかるもの。
公務上傷病、死亡退職	○	○ (死亡の場合)	○ (傷病の場合)	○ (死亡の場合で、配偶者が受給者の場合は除く。)	公務災害認定通知書の写し

※退職手当の請求書様式については、「職員の退職手当の支給に関する規則」に定められています。

(2) 退職手当の受取方法

ア 口座振替払を希望された場合

退職日以降の金融機関の営業日に、ご希望の金融機関（注）本人名義の口座（1口座に限る）に直接入金されます。

（注）振込金融機関

銀行、信用金庫、商工中金、労働金庫、農協等（単位漁協を除く。）

イ 隔地払を希望された場合

次の①～③のものを山陰合同銀行の店舗に持参し、記名押印して現金をお受け取りいただくこととなります。

- ① 歳出金支払通知書（退職後に県会計管理者から送付される）
- ② 印鑑
- ③ 身分証明書（受取人が本人であることを証明するもの）

※受取方法には、他に直払がありますが、支払日（＝銀行へ受け取りに行かなくてはならない日）が指定されてしまうなど、受け取り時にご不便をおかけすることとなります。

13 その他注意事項

退職手当支給後に「退職手当の源泉徴収票」を発行します。

〔記入例〕

● 黒か青のインク又はボールペンで記入すること。

(職員番号 000000)

県外の場合は都道府県名から、県内の場合は市郡名から記入し、番地まで正確に記入してください。

「本人」(死亡退職の場合は受給権者「妻」、「長男」等)

実際に提出する日を記入してください。

退職者本人の氏名
Ⓜ
(死亡退職の場合は

退職者本人の生年月日及び退職日における満年齢
(死亡退職の場合は受給権者の生年月日及び満年齢)

退職年月日又は死亡年月日

退職時の勤務課(所、学校)名

次のうち該当するものを記入してください。
定年により・早期退職により・勸奨により・整理退職により・自己都合・公務上傷病により等

様式第1号(第2条関係)

退職手当支給調書(年 月 日提出)

退職者本人の氏名 Ⓜ (死亡退職の場合は	住所	鳥取市東町1丁目271 (郵便番号)		
	職員との続柄	本人		
	氏名	鳥取 太郎	Ⓜ	
退職手当受給権者	生年月日及び年齢	年 月 日生(歳)		
退職(死亡)年月日	退職当時の職名			
退職当時の勤務箇所	退職した職員の名			
退職理由 (死亡の場合は公私の別)	希望支払方法	直払・隔地払・ <u>口座振替払</u>		
過去の退職手当支給の有無とその期間	有	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 間		
	無			
過去の育児休業取得の有無とその期間	有	年 月 日から 年 月 日まで (子の生年月日 年 月 日)		
	有	年 月 日から 年 月 日まで (子の生年月日 年 月 日)		
	無	年 月 日から 年 月 日まで (子の生年月日 年 月 日)		
退職後の職業又は勤務先	退職後の就職(予定)年月日	年 月 日		
摘要				

備考

1 「過去の育児休業取得の有無とその期間」の欄の子の生年月日については、当該育児休業に係る子の生年月日を記入してください。なお、欄が足りない場合は適宜補正してください。

2 「退職後の職業又は勤務先」の欄の記入については、無職の場合においても必ずその旨記入してください。

住所地の郵便番号

押印してください。

退職時の職名、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務長等

退職した職員の氏名

原則として隔地払又は口座振替払とする。
(特に、より安全・確実な口座振替払の方法をお勧めします。)

過去に退職手当を受けている場合は有に○をして期間を記入、無い場合は無に○をしてください。

過去に育児休業を取得している場合は有に○をして期間、子の生年月日を記入、無い場合は無に○をしてください。

・退職後国又は公共団体等に就職される場合は通算の問題がありますので職業又は勤務先を必ず記入してください。(無職の場合は無

・未確定の場合は(予定)と記入してください。
例: 臨任講師(予定)

【記入例】

● 黒か青のインク又はボールペンで記入すること。

退職者本人の氏名、住所

退職手当の支払者
「鳥取市東町1丁目220」
「鳥取県知事 平井伸治」

※”個人番号”欄は
記入不要です

年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書

年	月	日
税務署長 殿 / 市町村長 殿		
退職手当の支払者の 所在地 (住所) 〒	現住所 〒	
名 (氏名)	氏名	
法人番号 (個人番号)	個人番号	
※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		その年1月1日現在の住所

退職者本人の
R6年1月1日
現在の住所

退職年月日

障害のない場合は
一般に○、障害により
退職する場合は障害に○をし、
()内に障害等級
程度を記入

生活扶助の有無に
ついては該当する
方に○

年数は暦日により
月計算し、端数月
は切り上げて1年
とする。

退職期間の始期及び
終期を記入。

上の欄の在職期間
が5年以下の方の
み上の欄と同じ内容
を記入してください。
在職期間が5年超
の方は記入不要

このA欄には 全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要ありません。)

① 退職手当等の支払を受けること なった年月日	年	月	日
A			
＜一般・障害の区分＞			
② 退職の区分等	一般	障害	()
＜生活扶助の有無＞			
	有	無	

この申告書の提出先から受ける 退職手当等についての勤続期 間	自	年	月	日	至	年	月	日		
うち 特定役員等勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日
うち 一般勤続期間 との重複勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日
うち 短期勤続期間 との重複勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日
うち 短期勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日

あなたが本年中(他に)にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中(支払を受けた他の 退職手当等)についての勤 続期間	自	年	月	日	至	年	月	日		
B										
うち 特定役員等勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日
うち 短期勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日

⑤ ③と④の通算勤続期間	自	年	月	日	至	年	月	日		
B										
うち 特定役員等勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日
うち 一般勤続期間 との重複勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日
うち 短期勤続期間 との重複勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日
うち 全重複勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日
うち 短期勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日
うち 一般勤続期間 との重複勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日

あなたが前年(前4年)内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 前年(前4年)内(その年に確定 拠出年金法に基づく老齢給付金と して支給される一時金の支払を受ける 場合には、19年)の退職手当等 についての勤続期間	自	年	月	日	至	年	月	日		
C										
⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤 続期間と重複している期間	自	年	月	日	至	年	月	日		
C										
⑧ うち 特定役員等勤続 期間との重複勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日
⑨ うち 短期勤続期間 との重複勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Aの退職手当等についての勤続 期間(③)に通算された前の退職手 当等についての勤続期間	自	年	月	日	至	年	月	日		
D										
⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は ⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自	年	月	日	至	年	月	日		
D										
⑪ ⑧のうち 特定役員等勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日
⑫ ⑧のうち 短期勤続期間	有	自	年	月	日	無	至	年	月	日
⑬ Bの退職手当等についての勤続 期間(④)に通算された前の退職手 当等についての勤続期間	自	年	月	日	至	年	月	日		
D										
⑭ ⑦と⑩の通算期間	自	年	月	日	至	年	月	日		
D										
⑮ ⑧のうち ⑪と⑫の通算期間	自	年	月	日	至	年	月	日		
D										
⑯ ⑬のうち ⑭と⑮の通算期間	自	年	月	日	至	年	月	日		
D										

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支 払を受けた年月日	収入金額 (円)	源泉税額 (円)	特別徴収税額 (円)	徴収税額 (円)	支 払 月 日	退職 の 区 分	支 払 者 の 所 在 地 (住所)・名称(氏名)
B	一般	・	・			・	一般	
	特定役員	・	・			・	障害	
	短期	・	・			・	障害	
C	・	・	・			・	一般	

退職手当口座振込依頼書

【記入例】

● 黒か青のインク又はボールペンで記入すること。

金融機関名	青空銀行	金融機関コード	1	2	3	4
店舗名	久松山 本店・支店・支所・出張所	店舗コード	1	2	3	
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	預金種別	①	普通	2	当座
口座名義人(カタカナ)	トツトリ	タロウ				

このたび、鳥取県から支払われる退職手当については、上記口座へ振込みしてください。

貯蓄預金口座には振り込めません。

鳥取県知事 様

令和 年 月 日

提出する日を記入してください(支給調書の日付と同じ)

所 属 鳥取市立〇〇小学校

〒 000-0000

自宅住所 鳥取市東町1丁目271

職 員 コード

氏 名 鳥取 太郎

Ⓜ(1111)

※記載上の注意事項

指定振込口座の名義人は受給者本人とし、口座数は1口座とする。

認印を押印してください

通帳写し欄

金融機関名、店舗コード、口座番号、口座名義人の氏名が記載されている表紙、又はページの写し。

店番	口座番号	普通預金通帳
123	1234567	
様		
_____		青空銀行

※スマート通帳等、通帳が無い場合は、カードのコピーを添付してください。

但しクレジット番号部分は塗りつぶしてください。その際名前部分に塗りつぶしがわからないよう注意してください。

Ⅱ 財産形成貯蓄の手続について

財形貯蓄の解約手続

財形貯蓄は、退職日以降は積立てができなくなりますので、事前に預け入れの金融機関等に確認して直接取扱金融機関等において解約手続等必要な手続きを行ってください。

なお、退職の事由や貯蓄の形態によって退職後も積立てを継続できる場合等もありますので、(1)及び(2)を参考にしてください。

(1) 定年退職者の場合

一般財形	解約手続が必要です。(注1)
財形年金	年金受取手続が必要です。 ・預入終了日の2ヶ月後の応答日までに「財形年金貯蓄の非課税適用確認申告書」及び「財形年金貯蓄の年金額に関する申告書」の提出が必要です。 ・「財形年金貯蓄者の退職等申告書」の提出が必要な場合があります。 ・預入終了日から年金受取開始日までに6ヶ月以上5年以内の措置期間をおいてください。
財形住宅	解約手続が必要です。 ・目的外払出し → 課税扱いとなります。(注2)

(注1) 一般財形に限り転職扱いが認められます。(退職後2年以内)

退職後に再就職(転職継続)する場合、解約手続をせず再就職先の財形貯蓄として継続することができます。(再就職先が財形貯蓄を実施しており、一定の要件を備えている場合)

(注2) 特例により非課税になる場合がありますので金融機関等で確認してください。

(2) 定年前退職者の場合(注3)

一般財形 財形住宅	定年退職者と同じ
財形年金	退職時の年齢によって手続が異なります。 ※年金の受取開始は満60歳以降からとなります。 <55歳未満> 解約手続が必要です。 ・目的外払出し → 課税扱いとなります。(注4) <55歳以上> 定年退職者と同じ(注5)

(注3) すべての財形に転職扱いが認められます。(退職後2年以内)

退職後に再就職(転職継続)する場合、解約手続をせず再就職先の財形貯蓄として継続することができます。(再就職先が財形貯蓄を実施しており、一定の要件を備えている場合)

(注4) 特例により非課税になる場合がありますので金融機関等で確認してください。

(注5) 財形年金の預入終了日が変更になる場合は、至急取扱金融機関等に手続の確認をしてください。

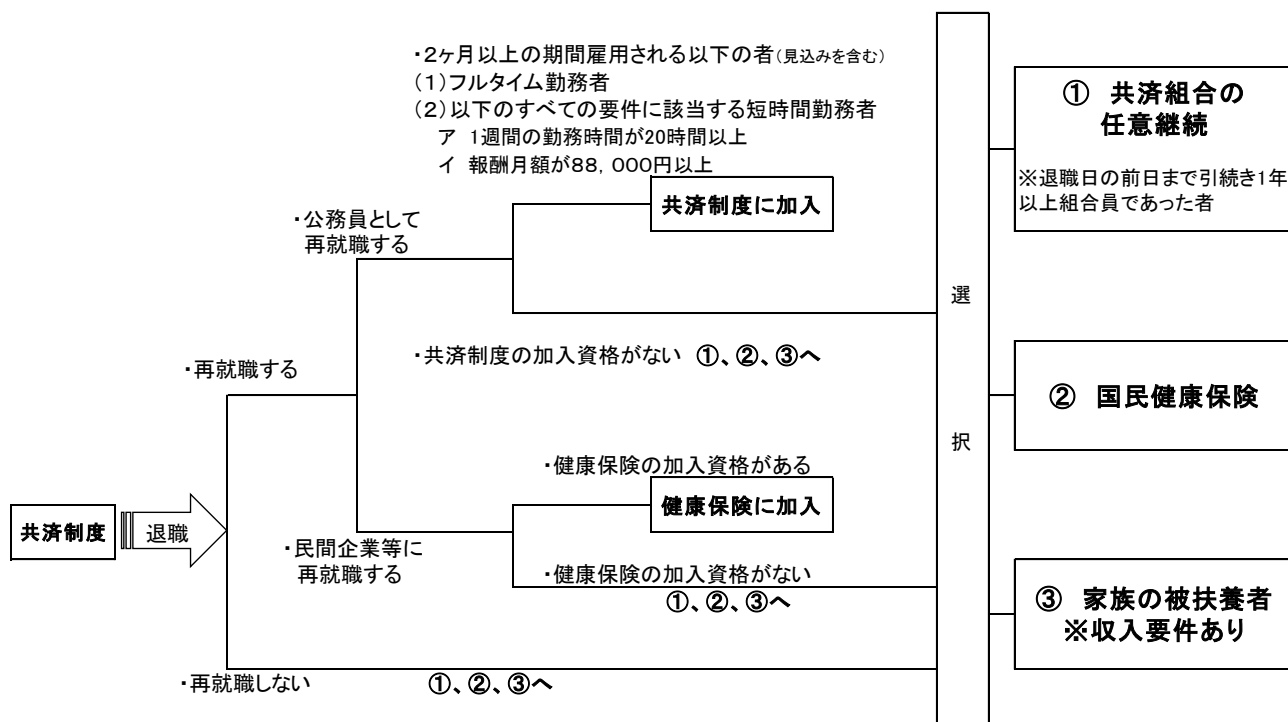
※ 財形年金を年金式で受け取る場合は、解約とは異なり受取期間中は口座が存続していますので、契約証書は受取終了まで大切に保管してください。

退職後の医療保険と年金制度

I 退職後の医療保険について

退職した場合は、翌日から組合員の資格を喪失し、組合員証を使つての医療給付は受けられなくなります。

したがって退職後に医療給付を受けるためには、必ずいずれかの医療保険に加入する必要があります。下表を参照のうえ、ご自身がどの医療保険に加入するのか検討してください。



区 分	健康保険の被保険者 又は 共济組合の組合員等	選 択			
		① 任意継続組合員	② 国民健康保険の 被保険者	③ 家族の健康保険の 被扶養者	
医 療 保 険	給付内容	健康保険または共济組合により異なる	在職中とほぼ同じ	附加給付がないなど、健康保険より給付額が少額になることがある	家族の加入している健康保険により異なる
	掛金 (保険料)	再就職先により異なる 労使折半で標準報酬月額により算定される	退職時点の標準報酬月額に基づき算出 在職中のほぼ2倍	前年の収入等を基に算出 (市町村により異なる) 世帯ごとに保険料算出	負担なし
	手続き 窓口	再就職先の担当者	公立学校共济組合 鳥取支部	住所地の市町村役場の国民健康保険担当課	家族の勤務先の担当者
年 金 関 係 P28 参 照	加入	厚生年金に加入 (配偶者が被扶養者となる場合は国民年金第3号被保険者)	60歳未満の場合国民年金に加入 (被扶養配偶者含む)	60歳未満の場合国民年金に加入	60歳未満の場合国民年金に加入 (配偶者の被扶養者となる場合は国民年金第3号被保険者)
	保険料	労使折半 標準報酬月額により算定される	国民年金保険料	国民年金保険料	国民年金保険料 (配偶者の被扶養者となる場合は保険料負担なし)
	手続き 窓口	再就職先の担当者	住所地の市町村役場の国民年金担当課	住所地の市町村役場の国民年金担当課	住所地の市町村役場の国民年金担当課 (配偶者の被扶養者となる場合は配偶者の勤務先の担当者)

医療保険選択時の注意点

① 任意継続組合員

- ・退職日の翌日から最長2年間加入できる。(互助会への加入は無し)
- ・退職日から20日以内に書類提出及び掛金納入が必要。
- ・退職時に被扶養者に認定されていた方は、引続き認定。(手続き不要)
ただし、退職に伴い主たる扶養者が変更となる場合は別途手続きが必要。
- ・60歳未満の方は、国民年金の加入が必要。(令和6年度 月額 16,980円)
※ 被扶養配偶者が60歳未満の場合は、配偶者も国民年金への加入が必要。
- ・掛金額は、原則2年間変更なし。(掛金率の変更の場合は除く)
※ 前年の所得により2年目は国民年金保険料の方が安い場合もある。

② 国民健康保険の被保険者

- ・住所地の市町村役場で退職日の翌日から14日以内に手続きを行う。
- ・60歳未満の方は、国民年金の加入が必要。(令和6年度 月額 16,980円)
※ 被扶養配偶者が60歳未満の場合は、配偶者も国民年金への加入が必要。
- ・自治体ごとに保険料率・保険料の計算方法が異なる。(詳細は各市町村へお問い合わせください。)
※ 前年の所得により計算されるため、退職直後は高額になる場合が多い。

③ 家族の被扶養者

- ・家族の勤務先で手続きを行う。(手続き、認定要件等事前に確認が必要)
- ・60歳未満の方は、国民年金の加入が必要。(令和6年度 月額 16,980円)
ただし、配偶者の被扶養者となる場合は、国民年金第3号加入手続きが必要。(国民年金保険料の負担無し)
- ・認定要件がある。(家族の加入する健康保険により認定要件が異なるので、事前に確認が必要)
※ 家族と生計が同一であること、年間収入が130万円未満(60歳以上または障害年金受給者は180万円未満)であること等。
- ・財形年金、個人年金も収入に含まれる。
※ 年金の繰上げ請求時も注意が必要。
- ・家族が公立学校共済組合の組合員の場合、退職日から30日以内に家族からの届け出(カンパニー申請)が必要。

Ⅱ 任意継続組合員制度について

公立学校共済組合における任意継続組合員制度は、退職後も所定の掛金を納めることにより、引き続き組合員の資格を得ることができ、療養の給付をはじめとして在職中とほぼ同様の短期給付が受けられるものです。(休業手当金及び育児休業手当金は支給されません。) ※ P24 参照

加 入 資 格	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者で、次に該当する者。 ① 他の健康保険に加入しない者。 ② 家族の健康保険の被扶養者にならない者。
加 入 手 続	退職の日から起算して20日以内に、「任意継続組合員申出書」を退職時の所属所を經由して共済組合に提出してください。
加 入 期 間	退職日の翌日から最長2年間
掛 金 の 額	次の①、②のいずれか少ない額に1,000分の93.2を乗じた額が1か月分の短期掛金額、1,000分の16を乗じた額が1か月分の介護掛金額となります。(掛金率については変更される場合があります。) ① 退職月の初日の標準報酬月額 ② 共済組合の平均標準報酬月額 (令和6年度 380,000円)
掛 金 の 払 込 方 法	次の払込方法の中から、希望するものを選択し、「任意継続掛金の預金口座振替依頼書」を「任意継続組合員申出書」と同時に共済組合に提出してください。 ※ 口座振替時、引落し手数料がかかります。(短期・介護各55円) ① 前納(1年分一括払い・半年分ずつ一括払い) 1年分を一括して前納する方法、半年分ずつ一括して前納する方法で、前納には割引があります。(P21参照) 指定口座から引落しします。 ② 各月払い 1か月ごとに支払う方法。毎月、指定口座から引落しします。

任意継続掛金の口座引落日について

払込方法		初年度掛金	引落年月日	2年度目掛金	引落年月日
① 前納	1年分 一括払い	4月分掛金+11か月前納 (前納月5月分～翌年3月分)	令和6年 4月15日	12か月前納 (前納月4月分～翌年3月分)	令和7年 3月24日
	半年分ずつ 一括払い	4月分掛金+5か月前納 +6か月前納 (前納月5月分～9月分) (前納月10月分～翌年3月分)	令和6年 4月15日 9月24日	6か月前納+6か月前納 (前納月4月分～9月分) (前納月10月分～翌年3月分)	令和7年 3月24日 9月22日
②各月払い		掛金は、当該月の翌月分を徴することとなっていますので、初回の掛金は、退職後20日以内に引落しします。 掛金の引落しは、毎月22日です。ただし、22日が休日の場合は、翌銀行営業日です。			

任意継続掛金の前納割引きについて

年4.0パーセントの複利原価率（利息を考慮した割引率）を乗じて算定します。

なお、令和6年度の共済組合平均報酬月額（380,000円）による1か月の短期掛金額35,416円、介護掛金額6,080円を例にとると、割引額は次のようになります。

払込方法	1か月の短期掛金額	短期掛金 年額	割引額	1か月の介護掛金額	介護掛金 年額	割引額
月払い	35,416円	424,992円	—	6,080円	72,960円	—
半年払い		420,852円	4,140円		72,250円	710円
年払い		417,447円	7,545円		71,665円	1,295円

※ 掛金引落日に一括引落しができない場合は、前納による割引きは受けられませんのでご注意ください。

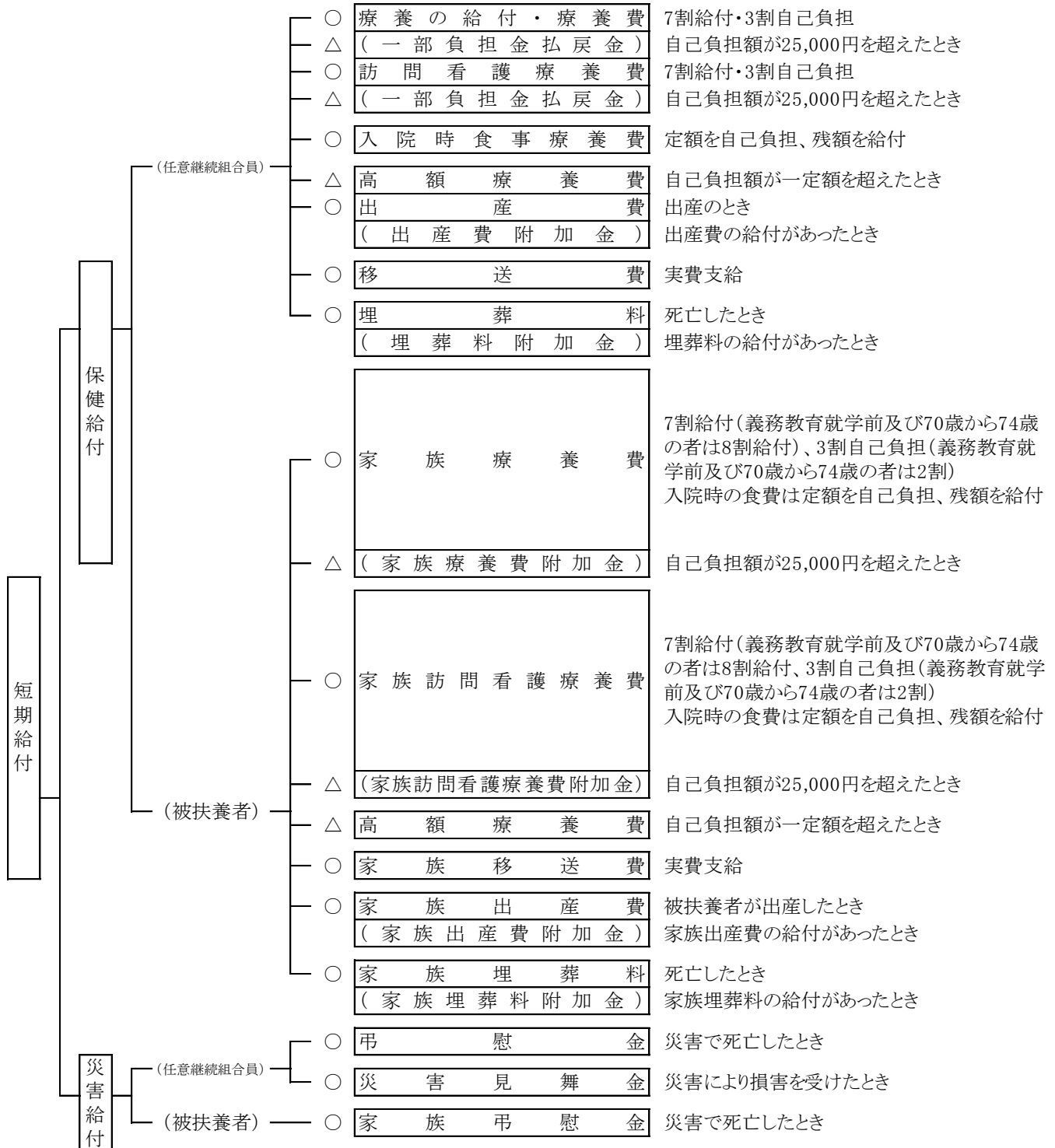
資 格 喪 失	<p>次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。</p> <p>なお、②～④に該当する場合は、速やかに「任意継続組合員資格喪失申出書」に任意継続組合員証（被扶養者証も含む）及び必要書類を添付して、共済組合に提出してください。</p> <p>また、資格喪失日以降の掛金が前納等により既に口座引き落としされている場合は、「任意継続掛金還付請求書」を同時に共済組合に提出してください。</p> <p>① 任意継続組合員となって2年を経過したとき。</p> <p>② 死亡したとき。</p> <p>※ 手続き書類等を送付しますので、共済組合へ連絡してください。</p> <p>③ 再就職により、他の共済組合又は健康保険組合等の資格を取得したとき。 （必要書類）再就職先の辞令の写し又は健康保険証の写し</p> <p>④ 任意継続組合員でなくなることを希望するとき。（必要書類）なし （家族の健康保険の被扶養者になる場合、又は国民健康保険に加入する場合です。この場合、資格喪失日は、共済組合が申出書を受理した月の翌月初日となります。）</p> <p>⑤ 任意継続掛金を払込期日までに払い込まなかったとき。（振替日に引き落としできなかった場合も同じ。）</p>
被 扶 養 者	<p>被扶養者の認定・取消について</p> <p>退職時に認定されている被扶養者は、手続き無しで引き続き認定されます。</p> <p>夫婦が共同して被扶養者を扶養している場合等で、退職に伴い主たる扶養者を変更する場合や、任意継続組合員期間中に被扶養者の要件を備える、または欠くに至った場合は、手続きが必要となります。</p> <p>なお、毎年9月頃に被扶養者の資格確認を行います。（書類等については、別途送付します。）</p> <p>○被扶養者の要件</p> <p>以下の身分関係及び生計維持関係を満たすことが必要です。</p> <p>なお、他の健康保険の被保険者である者は被扶養者にはなれません。 （身分関係）</p> <p>組合員と一定の身分関係にあること。</p> <p>(1) 組合員の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>(2) (1)以外の3親等内の親族（内縁の配偶者の父母及び子も含む。）については、組合員と同一世帯である者</p>

被 扶 養 者	(生計維持関係) 以下に該当し、主として組合員の収入により生計を維持していること。																
	(1) 被扶養者の年間所得が130万円(障害年金受給者または60歳以上の者は年金を含む所得が180万円)未満であること																
	(2) 父又は母を被扶養者とする場合は、父及び母の年間所得の合計額が以下の所得限度額未満であること																
	<table border="1"> <tr> <td>父 母</td> <td>60歳未満</td> <td>60歳以上</td> <td>障害年金受給者</td> </tr> <tr> <td>60歳未満</td> <td>260万円</td> <td>310万円</td> <td>310万円</td> </tr> <tr> <td>60歳以上</td> <td>310万円</td> <td>360万円</td> <td>360万円</td> </tr> <tr> <td>障害年金受給者</td> <td>310万円</td> <td>360万円</td> <td>360万円</td> </tr> </table>	父 母	60歳未満	60歳以上	障害年金受給者	60歳未満	260万円	310万円	310万円	60歳以上	310万円	360万円	360万円	障害年金受給者	310万円	360万円	360万円
	父 母	60歳未満	60歳以上	障害年金受給者													
	60歳未満	260万円	310万円	310万円													
	60歳以上	310万円	360万円	360万円													
	障害年金受給者	310万円	360万円	360万円													
	(3) 組合員と被扶養者が別居している場合、組合員から仕送りがされていること。 なお、被扶養者が組合員の子以外の場合、組合員からの仕送り額が被扶養者の年間収入(被扶養者の年間所得+被扶養者への仕送り年額(組合員以外からの仕送りを含む))の1/3以上であり、組合員からの仕送り年額が、組合員以外の仕送り年額を上回っていること。																
	(4) 他の扶養義務者が主たる扶養者でないこと。																
(5) 原則、日本国内に住民票を有すること。(国内居住要件) なお、外国に留学する学生等は例外的に要件を満たすこととなります。																	
注) 所得とは・・・ 所得税法上の所得ではなく、恒常的な収入の総額です。(個人年金や財形年金等も恒常的な収入に含めます。) なお、事業所得については、事業収入の総額から、その所得を得るために必要と認められる経費を控除した額を所得としています。 ※「租税公課」、「減価償却費」、「接待交際費」、「青色申告控除」、「専従者控除」については、必要経費に含めません。																	
○認定・取消手続き (認定) 被扶養者としての事実が生じた日から30日以内に届け出てください。 30日を超えて届け出たときは、届出のあった日が認定日となります。 被扶養者認定の届け出に必要な書類は以下のとおりです。																	
<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者認定・取消申告書 ・戸籍謄(抄)本(組合員との続柄及び生年月日がわかるもの) ・住民票(マイナンバーの記載が省略されたもの) ・事実発生日がわかる書類(退職の証明等、収入が減少した日がわかる書類) ・所得証明書 ・年金収入(個人年金等含む)がある場合は、最新の年金額の分かる書類(支払通知書等)の写し ・事業収入がある場合は、直近の確定申告書及び収支内訳書(または青色申告決算書)の写し ・別居の場合は、仕送り額の確認できる書類(通帳の写し等) その他、必要な書類を提出していただく場合があります。																	

被 扶 養 者	<p>(取消) 次の場合は、被扶養者の要件を欠くこととなります。 (1) 就職したとき (健康保険等の被保険者となった時) (2) 被扶養者の年間所得 (※) が 130 万円以上 (次のいずれかに該当するときは、年間所得が 180 万円以上) となったとき、または見込まれるとき ○60 歳以上の者 ○障害年金受給者 ※ 一時的な収入 (退職金・不動産売却収入等) は所得に含みません。 (3) 3ヶ月連続で月の収入額が 108,334 円を超えたとき、又は超えると見込まれるとき (4) 日額が 3,612 円 (障害年金受給者または 60 歳以上の者は 5,000 円) 以上の雇用保険が支給開始となったとき (5) 被扶養者が死亡したとき (6) 扶養者に変更があったとき (7) 同居を要件とする被扶養者が別居したとき</p> <p>被扶養者取消の届け出に必要な書類は以下のとおりです。 ・被扶養者認定・取消申告書 ・要件を欠くに至った日が確認できる書類 (辞令の写し、健康保険証の写し等) ・取消しする者の任意継続組員被扶養者証 ・取消し後国民健康保険に加入する場合は、資格喪失証明書交付願 その他必要な書類を提出していただく場合があります。</p>
住 所 変 更 等	<p>組員又は被扶養者の氏名や住所が変更となった場合は、「記載事項等変更申告書」を提出してください。</p> <p>変更の届け出に必要な書類は以下のとおりです。 ・記載事項等変更申告書 ・氏名変更の場合は、任意継続組員証 (被扶養者証) ・住所変更の場合は、添付書類不要</p>
給 付 金 請 求	<p>自費診療や、治療用装具を購入した場合など、組員証を使用しないで医療費を支払った場合は、「療養費・一部負担金払戻金請求書」により請求してください。保険給付の対象となる 7 割部分を給付します。</p> <p>請求に必要な添付書類は以下のとおりです。 【自費診療のとき】診療内容の明細書 (原本) 及び領収書 (原本) 【治療用装具購入のとき】医師の同意書 (原本) 及び装具の処方明細と領収書 (原本)</p>
窓 口 負 担 が 高 額 となるとき	<p>入院または外来で、1か月の窓口負担額が高額となる場合、限度額適用認定証を提示することにより、窓口負担が軽減されます。「限度額適用認定申請書」により申請してください。</p>
給 付 金 口 座	<p>医療費等を振込むための口座については、在職中の口座を 2 年間引き続き使用します。</p>
健 康 診 断	<p>40 歳以上の任意継続組員及び被扶養者の方へ、生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査の受診券を送付します。(7 月頃) 同封の一覧表に記載の医療機関で受診をしてください。 ※ 任意継続組員の方への人間ドック補助はありません。全額自己負担となります。</p>

《共済組合給付一覧》

1. 共済組合給付の（ ）は附加給付である
2. ○印は、請求・申請により給付されるもの
3. △印は、自動給付されるもの



Ⅲ 退職または資格喪失後の短期給付について

退職または資格喪失後（任意継続組合員は任意継続資格喪失後）給付要件に該当するときは、次の短期給付等を受けることができますので、事由発生日から2か月以内を目処に請求してください。

なお、各給付要件は変更になる場合がありますので、給付要件に該当する場合は担当（0857-26-8327）へ連絡のうえ請求してください。

区分	給付要件	給付額	提出書類
出産費	1年以上組合員であった人が、資格喪失後6ヶ月以内に 出産したとき	○出産費 50万円 ただし、産科医療補償制度対象外分娩の場合は、 48万8千円	・直接支払制度を利用したとき 「出産費請求書（直接支払制度）」 ①「直接支払に関する合意文書（写）」 ②「出産費用の明細書（写）」 ・直接支払制度を利用しなかったとき 「出産費請求書」 ①及び産科医療補償制度対象分娩の場合は領収書（写）」
埋葬料	組合員であった人が資格喪失後3ヶ月以内に死亡したとき	○埋葬料 5万円	「埋葬料請求書」
出産手当金	1年以上組合員であった人が、産後56日以内に退職、もしくは出産日または出産予定日が退職後42日（多胎妊娠は98日）以内であったとき	$\text{標準報酬月額}^{*1} \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3} \times \text{日数}^{*2}$ ※1 支給開始日以前12か月の平均額 ※2 土日を除いた日数。支給期間は退職から産後56日までとなります。	「出産手当金請求書」 （各月ごとに請求をする）
傷病手当金	1年以上組合員であった人が、公務によらない傷病による療養のため勤務に服することができなくて、退職した際に傷病手当金を受けているとき、または給料が支給されているため、傷病手当金を受けないままに退職し、なお引き続き労務に服することができないとき	$\text{標準報酬月額}^{*1} \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3} \times \text{日数}^{*2}$ ※1 支給開始日以前12か月の平均額 ※2 土日を除いた日数。支給期間は支給開始日から最長1年6か月（結核性の病気については3年）となります。	「傷病手当金請求書」 （各月ごとに請求をする）

※ 傷病手当金と同一の傷病による障害年金等の支給を受けることになっても、傷病手当金の額が障害年金の額を上回るときは、その差額が傷病手当金として支給されます。

注 上記の給付は、退職後（任継は資格喪失後）他の組合の組合員になった場合は支給されません。

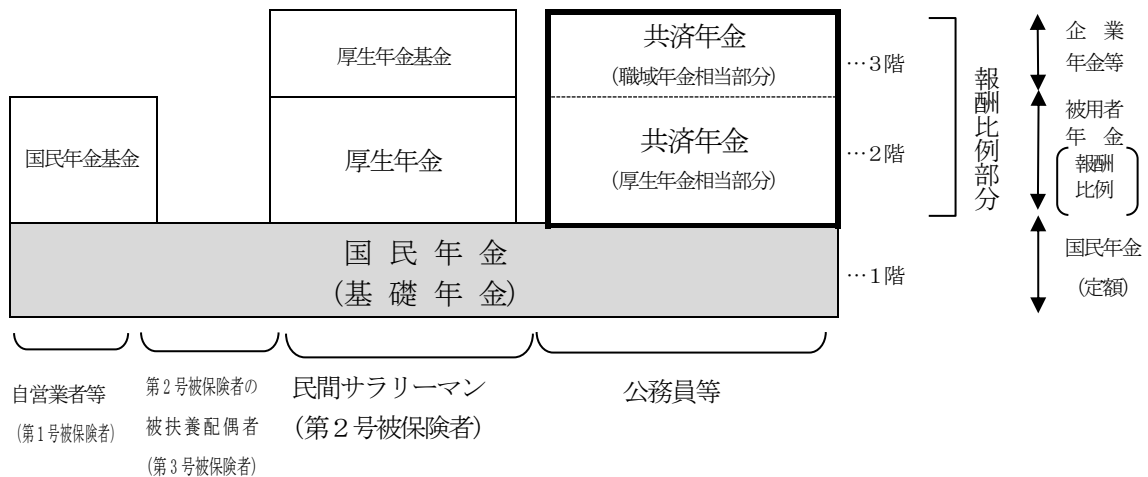
IV 年金制度について

1 年金制度の体系

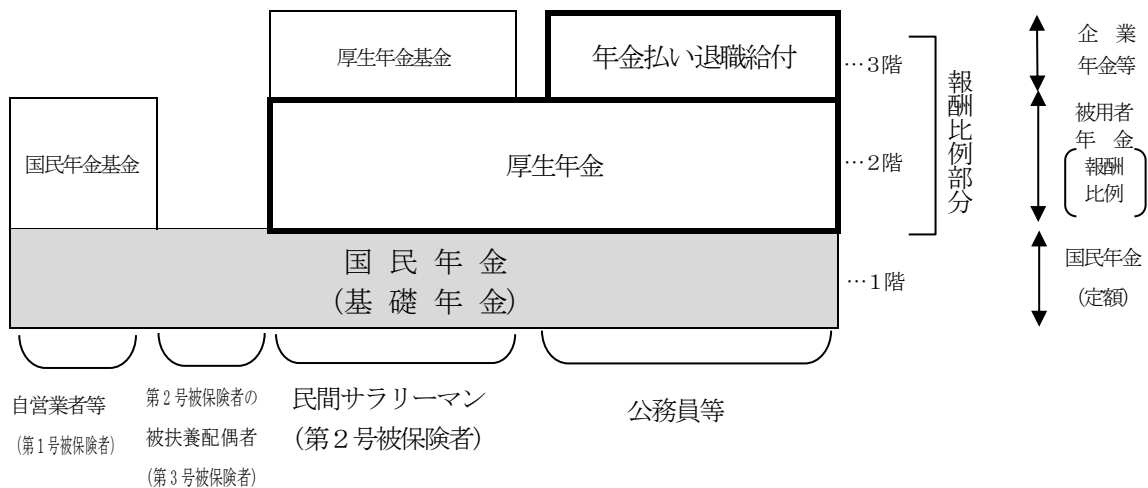
年金制度は、全国民に共通した「国民年金(基礎年金)」を基礎に、「被用者年金」「企業年金」等の3階建ての体系になっています

公務員等の年金については、平成27年10月1日からの被用者年金一元化により、2階部分、3階部分が一体となっていた「共済年金」が廃止となり、2階部分は「厚生年金」に統合され、3階部分は新たに「退職等年金給付(年金払い退職給付)」が創設されました。

[一元化前] (平成27年9月30日まで)



[一元化後] (平成27年10月1日から)



※平成27年9月30日までの期間に係る職域年金相当部分については、「退職共済年金(経過的職域加算)」として支給されます。

2 被保険者の種類と保険料

現役世代のすべての人が国民年金に加入することになります。それぞれの職業等に応じて、国民年金第1号被保険者から第3号被保険者までのどの種類の被保険者になるか、どの制度に加入するかが決められています。

現役時代にどの制度に加入していたかによって、将来、どの種類の年金を受けられるかが決まります。

職業等		加入制度と保険料		
		加入制度		保険料
自営業、農業者、学生等 (20歳以上60歳未満で下記以外の人)		国民年金 【第1号被保険者】		16,980円(R6年度)
被用者	厚生年金適用事業所に雇用される70歳未満の人	国民年金 【第2号被保険者】	厚生年金 (第一号厚生年金)	月収と賞与等の9.15% (労使折半)
	公務員 私立学校教職員	国民年金 【第2号被保険者】	厚生年金 (第二号～第四号 厚生年金)	月収と賞与等の9.15% (労使折半)
専業主婦等(20歳以上60歳未満) (被用者の配偶者(妻又は夫)であつて主として被用者の収入により生計を維持する人)		国民年金 【第3号被保険者】		保険料負担は要しない 配偶者の所属する被用者年金制度(厚生年金)が負担

〈組合員が60歳未満で退職し、再就職しないときの国民年金の手続き〉

60歳未満で退職をしたときは、国民年金の第2号被保険者から国民年金の第1号被保険者または、第3号被保険者に変更となります。

この場合、退職の翌日から14日以内に「種別変更届」を住所地の市区町村長または日本年金機構に届出を行うこととなります。

なお、国民年金の保険料はご自身で払い込むこととなります。(届出用紙は市区町村役場にあります。)

〈組合員の被扶養配偶者の国民年金の手続き〉

1 組合員が退職したとき

在職中に組合員の被扶養者となっている60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者として、国民年金に加入しています。

しかし、組合員が退職し資格を喪失すると60歳未満の被扶養配偶者は、第3号被保険者に該当なくなります。

この場合、退職の翌日から14日以内に住所地の市区町村長または日本年金機構に届出を行ってください。

なお、国民年金の保険料は、ご自身で払い込むこととなります。

2 組合員が再就職したとき

組合員が退職して再就職し、厚生年金に加入したとき、被扶養配偶者が60歳未満の場合は、引き続き第3号被保険者となります。この場合の手続きについては勤務先にお尋ねください。

V 退職後の長期給付について

長期給付は、地方公務員の福利厚生制度の一環として、組合員が一定の年齢に達したとき(老齢給付)、病気やけがによって障害の状態になったとき(障害給付)、不幸にして組合員が死亡したとき(遺族給付)に、組合員またはその遺族に年金または一時金の給付を行うものです。この給付の種類及び受給資格等は次のとおりです。

1 長期給付の種別等

給付種別	名 称		受給資格等
退職(老齢)給付	老齢厚生年金		65歳に達したとき
	繰上げ支給の老齢厚生年金		支給要件に該当した人が申出したとき
障害給付	障害厚生年金		障害等級1級～3級に該当したとき
	障害一時金		上記に該当しない一定の障害で退職したとき
遺族給付	遺族厚生年金		組合員、または年金受給者が死亡したとき
職域年金	退職共済年金 (経過的職域加算)		65歳に達したとき (平成27年9月30日以前の組合員期間が対象)
	年金払い退職給付	退職年金	65歳に達したとき (平成27年10月1日以降の組合員期間が対象)
		公務障害年金	公務により障害等級に該当したとき
		公務遺族年金	公務傷病により死亡したとき

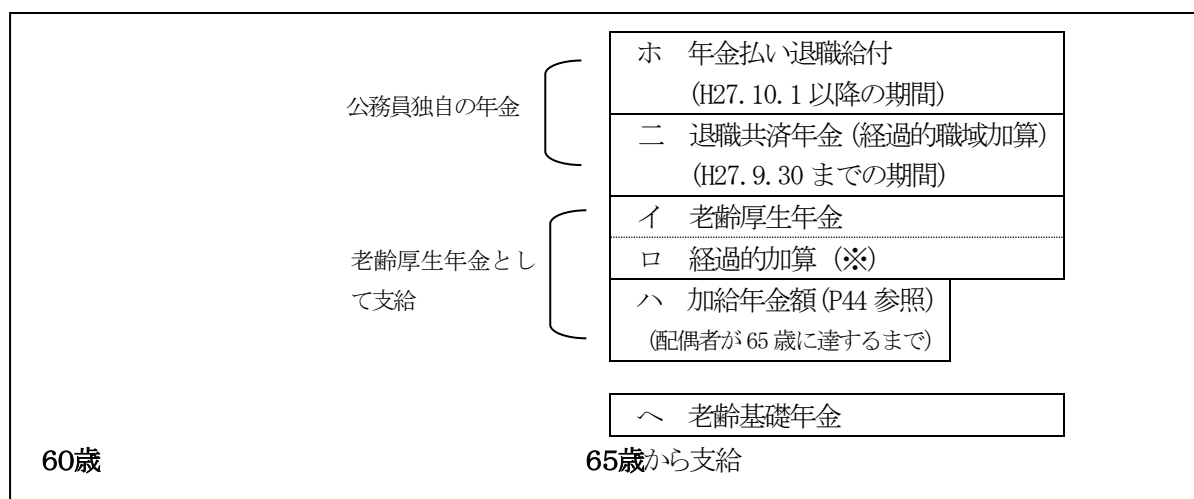
2 老齢給付

(1) 65歳から支給される年金

65歳から支給される年金には、老齢厚生年金、退職共済年金(経過的職域加算)、年金払い退職給付(P38 参照)、老齢基礎年金(P40 参照)があります。

老齢厚生年金は、組合員期間があり、かつ年金加入期間(他の公的年金の加入期間を含む)が10年以上ある者に支給されます。

また、退職共済年金(経過的職域加算)及び年金払い退職給付は、公務員独自の年金であり、退職共済年金(経過的職域加算)は老齢厚生年金と併せて支給されます。



※経過的加算は、組合員期間のうち老齢基礎年金の年金額の対象とならない期間(20歳前、60歳以後)がある場合に加算するものです。

厚生年金被保険者期間(第1号厚生年金:民間企業等の厚生年金被保険者)のある女性の方は、以下の年齢から老齢厚生年金が支給されます。

昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた人・・・63歳

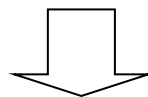
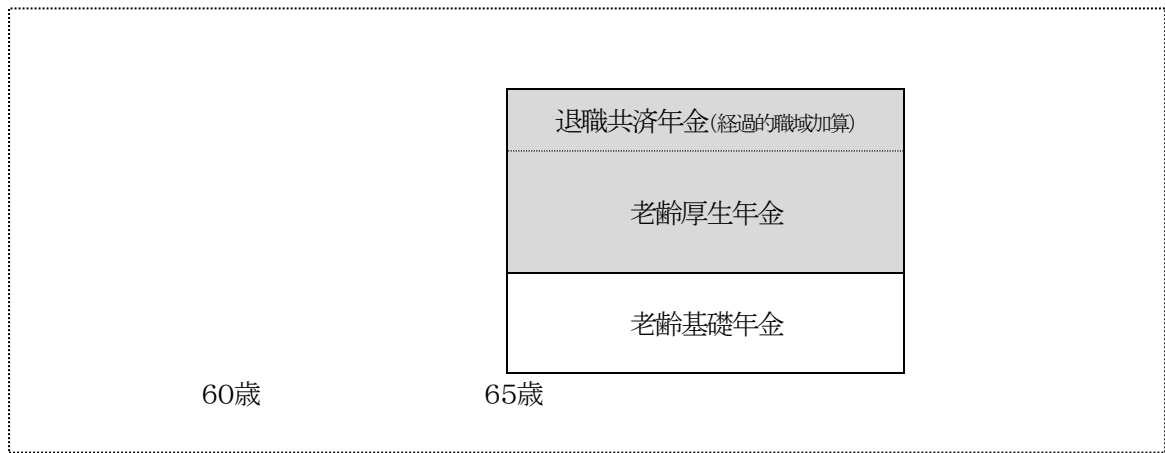
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた人・・・64歳

昭和41年4月2日以降に生まれた人・・・65歳

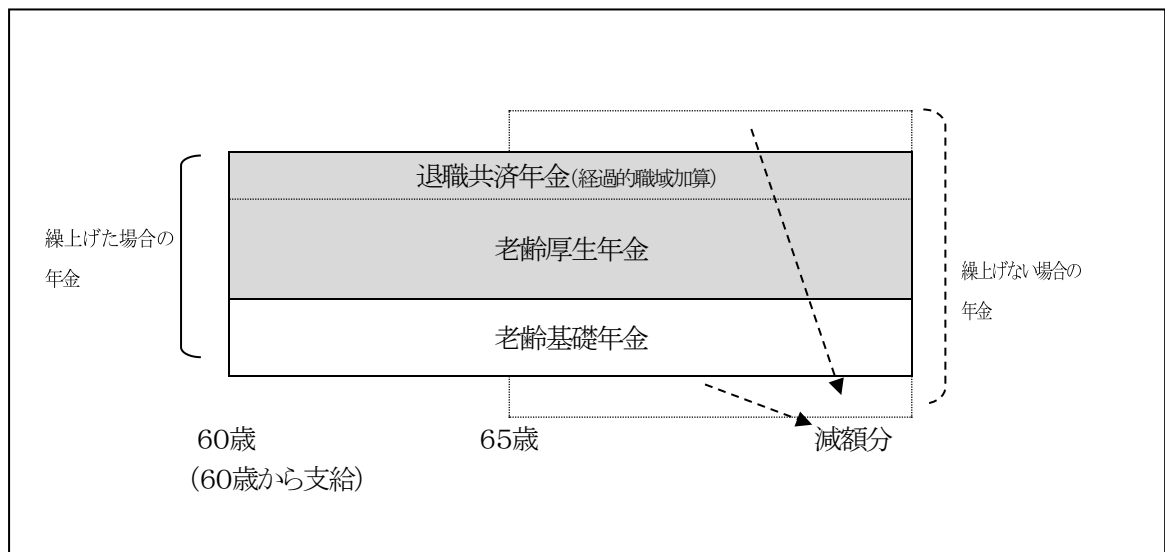
(2) 繰上げ支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金(退職共済年金(経過的職域加算)を含む。以下同じ。)が受給できる者については、国民年金の任意加入被保険者を除き、60歳以上65歳未満の間に、老齢厚生年金(加給年金額を除く)の繰上げ請求をすることができます。

なお、老齢厚生年金の繰上げ請求を行う場合は、老齢基礎年金についても同時に繰上げ請求を行うこととなります。(年金払い退職給付については、同時に繰上げを行う必要はありません。)



60歳で繰上げ請求をした場合



※ 繰上げ支給の老齢厚生年金は請求したときに受給権が生じ、請求した翌月分の年金から支給されます。なお、年金額は、繰上げ月数に応じて減額(繰上げ1か月ごとに0.4%)されます。

繰上げ後の老齢厚生年金額

$$\text{老齡厚生年金額} - \text{老齡厚生年金額} \times \frac{4}{1000} \times \text{繰上げ請求月から65歳に達する日の前月までの月数}$$

(3) 繰下げ支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金が受給できる者のうち、次のアからウまでの要件をすべて満たしている者については、老齢厚生年金の支給の繰下げを申し出ることができます。

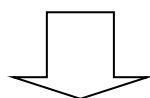
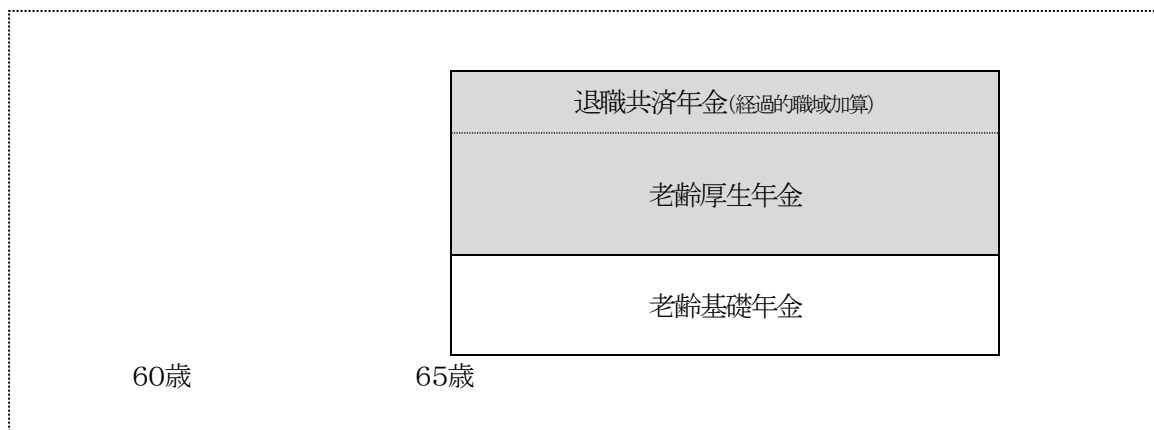
ア 老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して1年を経過した日(以下、「1年を経過した日」という。)前に当該老齢厚生年金を請求していないこと。

イ 老齢厚生年金の受給権を取得したとき、または1年を経過した日までの間において、次に掲げる他の年金の受給権者となっていないこと。

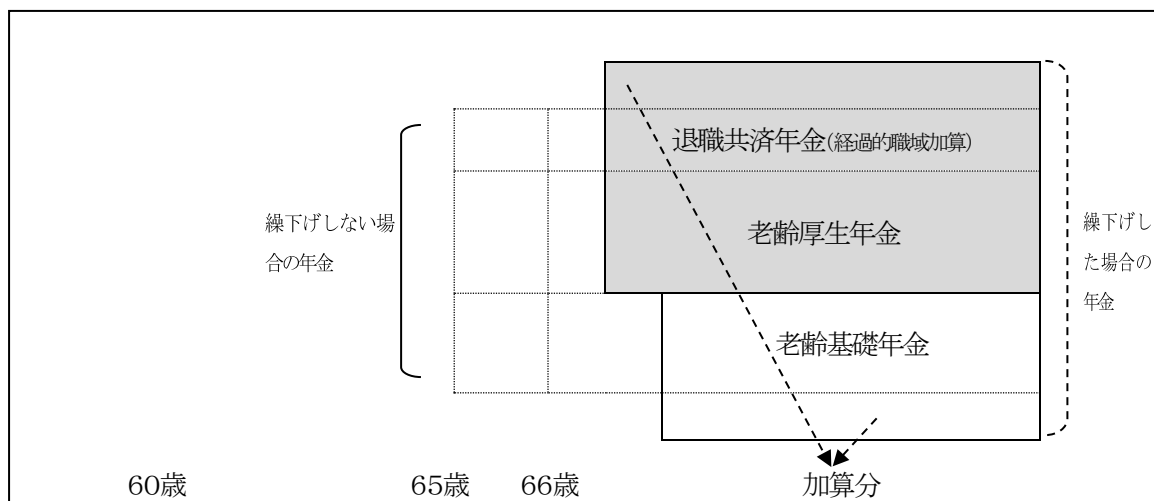
(ア) 厚年法による年金(老齢を給付事由とするものを除く。)

(イ) 国年法による年金(老齢・障害を給付事由とするものを除く。)

なお、老齢厚生年金の繰下げの申し出と同時に、老齢基礎年金及び年金払い退職給付の支給繰下げの申し出を行う必要はありません。



67歳で老齢厚生年金、68歳で老齡基礎年金の繰下げを申し出た場合



※ 老齢厚生年金の繰下げを申し出た月の翌月分の年金から支給されます。なお、年金額は、繰下げ月数に応じた額(繰下げ1か月ごとに0.7%)が加算されます。

繰下げ後の老齡厚生年金額

$$\text{老齡厚生年金額} + \text{老齡厚生年金額} \times \frac{7}{1000} \times \text{65歳に達する月から申出月の前月までの月数}$$

3 障害給付

障害厚生年金

障害厚生年金は、組合員である間に初診日のある傷病が原因となって障害等級が1級、2級または3級の障害程度に該当する障害の状態になったときに支給されます。(注1)

なお、障害等級が1級または2級の障害になったときは、原則として障害基礎年金も支給されます。

(注1) 障害の程度は34、35ページの障害等級表を参照してください。

① 支給要件

次のアからウのいずれに該当するときに、支給されます。

ア 組合員である間に初診日があり、かつ、障害認定日(注2)に3級以上の障害等級に該当する程度の障害状態にあるとき

イ 障害認定日に3級以上の障害状態になかった者が、その後65歳に達する日の前日までに、同一傷病により3級以上の障害状態になり障害厚生年金の支給を請求したとき(事後重症制度)

ウ 障害の認定を受けたその「傷病(基準傷病)」以外の、「他の傷病」により障害の状態にある者が、「基準傷病」に係る障害認定日以後65歳に達する日の前日までに、初めて基準傷病による障害と他の傷病による障害とを併合して2級以上の障害状態になったとき

* ・ 基準傷病の初診日は他の傷病の初診日以後であること

・ 他の傷病は厚生年金等他の公的年金制度の被保険者である間に初診日のある傷病も含む

(注2) 障害認定日とは、初診日から起算して1年6月を経過した日またはその間に傷病が治った日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日をいいます。

(特例として取り扱う事例・・・初診日から1年6月を経過する前であってもそれぞれの日が障害認定日となります。)

① 上肢・下肢を離断または切断したものについては、離断・切断した日

② 人工骨頭または人工関節については、挿入、置換した日

③ 心臓ペースメーカー、植込み式型除細動器(ICD)または人工弁については、装着した日

④ 人工透析については、透析開始から3か月を経過した日

⑤ 人工肛門または尿路変更術については、施術した日から6か月を経過した日

人工膀胱については、造設した日

⑥ 喉頭全摘出手術を施したときには、施した日

⑦ 在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日

② 支給額

- ・ 障害厚生年金には、公務等傷病によるものと公務外傷病によるものがあります。
- ・ 公務上の傷病によるものの場合、地方公務員災害補償法による補償を受けることができるときは支給調整されます。
- ・ この年金は非課税です。
- ・ 障害厚生年金を受給することとなった者が、他に公的年金を受給している(できる)場合は、いずれか一方を選択することとなります。

$$\boxed{\text{年金額}} = \boxed{\text{厚生年金相当部分の額}} + \boxed{\text{職域年金相当部分の額}} + \boxed{\text{加給年金額}}$$

障害基礎年金が支給されない者に支給する障害厚生年金について、厚生年金相当部分の額が596,300円より少ないときは、596,300円となります。

〈公務等による障害厚生年金の最低補償額〉

公務等による障害厚生年金(経過的職域加算と厚生年金相当部分の額の合計額)額が、次に掲げる額より少ないときは、障害等級区分に応じた額が保障されます。

障害等級	最低保障額	
1級	4,227,300円	} 1、2級の場合は加給年金額が加算されます。
2級	2,611,000円	
3級	2,362,400円	

③ 障害厚生年金の認定等

ア 認定の時期

障害給付は「病気やけが」そのものが給付の対象ではなく「病気やけが」による生活上の障害が一定期間持続的に予測される場合に、その生活上の困難さに対して援助しようとするものです。

したがって、加療中の場合は傷病が治癒した日、若しくは病状が固定し治療の効果が期待できない状態となったとき、または初診日から起算して1年6月を経過したときに障害程度の認定を行うこととされています。

イ 障害程度

組合員である間に初診日のある傷病により障害厚生年金を請求しようとする場合、その障害が何級に該当するかの認定を受ける必要があります。

ウ 再認定

障害等級が1級から3級に該当し、障害厚生年金を受給することとなった場合(支給停止の場合を含む。)も、引き続き障害厚生年金を支給すべき状態か否かを確認するため、定期的に再認定を行います。(必要書類は本部から送付されます。)

④ 障害厚生年金の失権

障害厚生年金の受給権者が次の各号に該当するに至ったときは、その受ける権利は消滅します。

ア 受給権者が死亡したとき。

イ 障害等級に該当する程度の障害の状態にないものが65歳に達したとき。

ただし、65歳に達した日において、障害の程度が減退して障害等級3級にも該当しなくなった日から起算して3年を経過していないときを除く。

ウ 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく3年を経過したとき。

ただし、3年を経過した日において、当該受給権者が65歳未満であるときを除く。

障害等級表

障害の程度	障害の状態
1 級	1 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢のすべての指を欠くもの 5 両上肢のすべての指機能に著しい障害を有するもの 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1 両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの 3 平衡機能に著しい障害を有するもの 4 そしゃくの機能を欠くもの 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢のすべての指を欠くもの 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢のすべての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害の程度	障害の状態
3 級	1 両眼の視力が 0.1 以下に減じたもの 2 両耳の聴力が 40 センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの 4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの 5 一上肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの 6 一下肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの 7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の 3 指の用を廃したもの 9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の 4 指の用を廃したもの 10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの 11 両下肢の十趾の用を廃したもの 12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

備 考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指関節、その他の指は近位指関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第 1 趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節(第 1 趾にあっては、趾節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 5 この表の 3 級の項第 14 号に掲げる障害の程度は厚生年金保険法施行令別表 1 の相当規定に基づいて厚生労働大臣が定めたものに限るものとする。

4 遺族給付

遺族厚生年金

遺族厚生年金は、組合員(または組合員であった者)が死亡した場合に、その遺族の生活の支えとして支給される給付です。

その死亡の原因に応じて「公務等(注1)によらない遺族厚生年金」と「公務等による遺族厚生年金」とに分けられます。

なお、組合員は国民年金の被保険者であるので、組合員が死亡した場合に、その遺族が子のある配偶者または子であるときは、国民年金の「遺族基礎年金」(注2)が支給されます。

(注1) 公務等とは、公務若しくは通勤時による傷病をいいます。

(注2) 遺族基礎年金については、40 ページの基礎年金制度の概要を参照してください。

① 遺族の範囲等

遺族厚生年金を受けることができる遺族とは、組合員(または組合員であった者)の死亡当時、その者によって生計を維持(注1)されていた次の者をいいます。

- | |
|------------------|
| ア 配偶者(注2)及び子(注4) |
| イ 父母(注3) |
| ウ 孫(注4) |
| エ 祖父母(注3) |

(注1) 生計を維持されていた者とは、組合員の死亡当時、生計を共にしていた者のうち恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円以上にならないと認められる者等をいいます。

(注2) 夫については、55歳以上の者に限られます。ただし、遺族基礎年金を受給中の場合は遺族厚生年金も併せて受給できます。

(注3) 父母及び祖父母については、55歳以上の者に限られます。支給開始は60歳からとなります。

(注4) 子及び孫については、次のいずれかに該当している者に限られます。

- ・ 18歳に達する日の属する年度の末日までの間にあつて、まだ配偶者のない者
- ・ 障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にある20歳未満の者

* 遺族が2人以上いる場合は、ア、イの順序で遺族厚生年金が支給されます。

なお、同順位者が2人以上いる場合には、その人数によって等分して支給されます。

② 支給要件

遺族厚生年金は、組合員(または組合員であった者)が次のいずれかに該当するときに、その者の遺族に支給されます。

- | |
|---|
| ア 組合員が死亡したとき |
| イ 組合員であった者が、退職後に、組合員であった間に初診日がある傷病により、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき |
| ウ 障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金(障害年金等を含む)の受給権者が死亡したとき |
| エ 老齢厚生年金(退職共済年金)の受給権者(注1)又は組合員期間等が25年以上(注2)である者が死亡したとき |

(注1) 60年改正前の法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者を含みます。

(注2) 死亡した者の生年月日に応じて、経過措置があります。

③ 支給額

遺族厚生年金の額は、原則として老齢厚生年金の4分の3に相当する額として算定されます。
また、遺族厚生年金の額は、公務等によらない傷病と、公務等による傷病とでは算定が異なります。

(組合員期間20年未満の者は除く)

・ 中高齢寡婦加算の額

遺族厚生年金の受給権者の妻が40歳以上65歳未満であり、かつ、18歳未満の子等がないことにより国民年金法による遺族基礎年金を受けないときに加算されます。

594,500円

・ 経過的中高年齢寡婦加算の額

中高年齢寡婦加算の額は、その妻が65歳になると、自分の老齢基礎年金を受けられるので、その加算は打ち切られることとなりますが、昭和31年4月1日以前に生まれた妻については国民年金への加入期間が短く、老齢基礎年金の額が低額になることがあるので、65歳以上になっても年金の額が低下することのないよう加算額の一部を引き続き加算することとされています。

594,500円 - (792,600円 × 妻の生年月日に応じた率)

④ 遺族厚生年金の失権

次のいずれかに該当したとき、遺族厚生年金の受給権は消滅します。

- (1) 死亡したとき
- (2) 婚姻したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)
- (3) 直系血族及び直系姻族以外の者の養子となったとき(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者となったときを含む。)
- (4) 死亡した組合員であった者との親族関係が離縁によって終了したとき
- (5) 子または孫である受給権者(障害等級の1級または2級に該当するものを除く。)が18歳に達する日の属する年度末が終了したとき
- (6) 障害等級の1級または2級に該当する状態にある子または孫である受給権者が、20歳に達したとき、又は18歳に達する日の属する年度末以後に、1級または2級の障害等級に該当しなくなったとき
- (7) 子を有しない若齢期の妻に対する遺族厚生年金の失権
 - ① 遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき
当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から5年を経過したときに失権
 - ② 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき
当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日から5年を経過したときに失権

5 退職等年金給付（年金払い退職給付）

平成 27 年 10 月 1 日からの被用者年金一元化により、共済独自の職域部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が設けられました。

〈概要〉

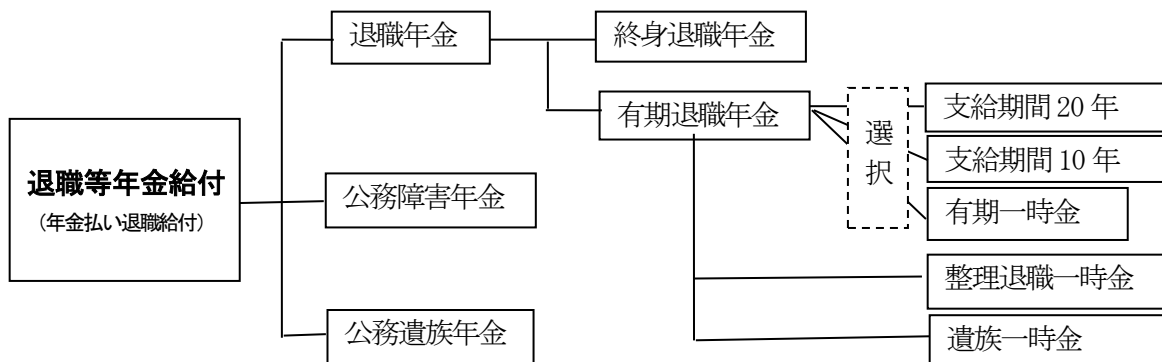
- 65 歳から支給される「退職年金」、公務傷病により障害状態となった場合に支給される「公務障害年金」、公務傷病により死亡した場合に支給される「公務遺族年金」の3種類
- 「退職年金」の半分は有期退職年金、半分は終身退職年金（65 歳支給（60 歳から繰上げ可能））
- 「退職年金」の有期退職年金は、20 年又は 10 年支給のいずれかを選択（一時金の選択も可能）
- 本人死亡の場合は、終身退職年金部分は終了、有期退職年金部分の残余分は遺族に一時金として支給
- 組合員又は組合員であった者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分を受けたときは、「退職年金」又は「公務障害年金」の全部又は一部を支給しない。

① 給付算定基礎額

退職等年金給付は、給付算定基礎額に基づいて支給されます。給付算定基礎額は次の(1)及び(2)の総額となります。

- (1) 組合員期間の各月の標準報酬月額と標準報酬手当等の額×その月に適用される付与率
- (2) 当該各月から給付事由が生じた日の属する月の前月までの期間に応じた利子

② 年金払い退職給付の種類



(1) 退職年金

① 受給要件

- (ア) 1年以上の引き続く組合員期間を有していること
- (イ) 65 歳に達していること
- (ウ) 退職していること

② 終身退職年金

終身退職年金は、給付算定基礎額の1/2に基づいて算定され、支給期間を終身として支給されます。

③ 有期退職年金

有期退職年金は、給付算定基礎額の1/2に基づいて算定され、支給期間を 240 月として支給されます。ただし、受給権者が支給期間の短縮の申出をしたときは、120 月とすることができます。

(2) 一時金

① 有期一時金

有期退職年金の受給権者は、給付事由が発生した日から 6 月以内に、有期退職年金に代わる有期一時金の支給を請求することができます。有期一時金を選択する場合、「退職所得の源泉徴収票」が必要です。書類の提出がない場合は、源泉徴収税額が一律 20% になります。

② 整理退職一時金

整理退職された者に対して、有期年金部分を前倒して一時金として支給します。

③ 遺族一時金

1年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡したとき、遺族に遺族一時金を支給します。

(3) 公務障害年金

公務により病気にかかり、又は負傷したことにより障害等級に該当する程度の障害の状態になった場合に、公務障害年金が支給されます。

(4) 公務遺族年金

公務傷病により死亡したときに、その遺族に公務遺族年金が支給されます。

6 基礎年金制度の概要

(1) 国民年金の被保険者資格

20 歳以上 60 歳未満の日本国内に住所のある人は、被用者年金制度の老齢(退職)年金を受けられる人を除いて、国民年金の被保険者となります。

また、20 歳未満または 60 歳以上であっても、被用者年金制度の加入者は、国民年金の被保険者となります。

(2) 被保険者の種類

① 強制加入被保険者

種 類	該 当 者	保 険 料
第 1 号被保険者	自営業者、農業者、昼間部学生等 (国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者)	本人が直接負担 (注 1)
第 2 号被保険者	各共済組合の組合員及び厚生年金の被保険者	掛金、負担金等により共済 組合等が負担 (個人の直接負担なし)
第 3 号被保険者	第 2 号被保険者の被扶養配偶者(20 歳以上 60 歳未満)	

(注 1) 保険料免除制度

第 1 号被保険者については、法で定められている要件に該当すれば保険料の納付が免除される「法定免除」と、所得が低いなどの理由による申請により保険料が免除される「申請免除」という制度があります。

1 学生の納付特例制度の創設(平成 12 年 4 月実施)

第 1 号被保険者である学生については、本人の所得が一定の所得以下である場合には、申請に基づいて保険料の納付を要しないものとされました。

なお、保険料の納付を要しないものとされた期間の各月から 10 年間は保険料を追納できることとされました。

2 保険料半額免除制度の創設(平成 14 年 4 月実施)

一定の所得以下の国民年金第 1 号被保険者については、申請に基づいて保険料の半額の納付を免除する制度(半額免除制度)が導入されました。

3 若年者納付猶予制度(平成 17 年 4 月実施)

一般的に収入の少ない若年者(20 歳代の方)に限って、世帯主の所得を問わずに、本人とその配偶者の所得が基準に該当する場合に、保険料の納付が猶予される制度が導入されました。

4 多段階免除制度の創設(平成 18 年 7 月実施)

保険料免除制度について、新たに 4 分の 1 免除及び 4 分の 3 免除の 2 段階が追加され、所得水準に応じた多段階(4 段階)の免除制度が導入されました。

② 任意加入被保険者

ア 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満である被用者年金各法に基づく老齢(退職)年金受給者

イ 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の者

ウ 日本国内に住所を有しない日本人(いわゆる「在外邦人」)で 20 歳以上 60 歳未満の者)

(3) 基礎年金の種類等

種 類	内 容																																										
老齢基礎年金	<p>①支給要件 原則として保険料納付済期間、免除期間及び合算対象期間を合わせて10年以上ある人が、65歳に達した時に支給されます。</p> <p>②老齢基礎年金の額 次の算式により計算されます。 なお、加入期間が40年に満たない場合は、未加入期間分だけ減額されます。</p> <p style="text-align: center;">〈平成21年4月から〉 (平成16年国年等改正法附則第10条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> $792,600 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{ア} + \text{イ}}{480 \text{ 月}}$ </div> <p>ア 「特定月」の前月以前の期間(平成21年4月から平成23年3月までの期間を除く。) (基礎年金国庫負担割合が2分の1に引き上げられる前に保険料免除された期間)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">保険料1/4 免除月数 ×5/6</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">保険料1/2 免除月数 ×2/3</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">保険料3/4 免除月数 ×1/2</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">保険料全額 免除月数 ×1/3</td> </tr> </table> </div> <p>イ 平成21年4月から平成23年3月までの期間及び「特定月」以後の期間 (基礎年金国庫負担割合が2分の1に引き上げ以後に保険料免除された期間)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">保険料1/4 免除月数 ×7/8</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">保険料1/2 免除月数 ×3/4</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">保険料3/4 免除月数 ×5/8</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">保険料全額 免除月数 ×1/2</td> </tr> </table> </div> <p>③繰上げ支給・繰下げ支給 老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、60歳以上65歳未満の間においても、本人の請求により繰上げて受給することができます。(老齢厚生年金も同時に繰上げが必要) (また、申出により65歳からの支給開始を繰下げて、66歳以後の希望するときから受給することもできます。(75歳まで繰下げ可能) 65歳からの本来の年金額に対する支給率は、次表のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">支給開始年齢</th> <th style="text-align: center;">支 給 率</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">繰上げ支給</td> <td style="text-align: center;">60歳</td> <td style="text-align: center;">76.0%</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">61歳</td> <td style="text-align: center;">80.8%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">62歳</td> <td style="text-align: center;">85.6%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">63歳</td> <td style="text-align: center;">90.4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">64歳</td> <td style="text-align: center;">95.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">繰下げ支給</td> <td style="text-align: center;">66歳</td> <td style="text-align: center;">108.4%</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">67歳</td> <td style="text-align: center;">116.8%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">68歳</td> <td style="text-align: center;">125.2%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">以降1歳ごとに8.4%加算</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75歳</td> <td style="text-align: center;">184.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">* 昭和16年4月2日以降に生まれた者に適用</p>	保険料1/4 免除月数 ×5/6	+	保険料1/2 免除月数 ×2/3	+	保険料3/4 免除月数 ×1/2	+	保険料全額 免除月数 ×1/3	保険料1/4 免除月数 ×7/8	+	保険料1/2 免除月数 ×3/4	+	保険料3/4 免除月数 ×5/8	+	保険料全額 免除月数 ×1/2	区 分	支給開始年齢	支 給 率		繰上げ支給	60歳	76.0%	}	61歳	80.8%	62歳	85.6%	63歳	90.4%	64歳	95.2%	繰下げ支給	66歳	108.4%	}	67歳	116.8%	68歳	125.2%	以降1歳ごとに8.4%加算		75歳	184.0%
	保険料1/4 免除月数 ×5/6	+	保険料1/2 免除月数 ×2/3	+	保険料3/4 免除月数 ×1/2	+	保険料全額 免除月数 ×1/3																																				
	保険料1/4 免除月数 ×7/8	+	保険料1/2 免除月数 ×3/4	+	保険料3/4 免除月数 ×5/8	+	保険料全額 免除月数 ×1/2																																				
	区 分	支給開始年齢	支 給 率																																								
	繰上げ支給	60歳	76.0%	}																																							
		61歳	80.8%																																								
		62歳	85.6%																																								
		63歳	90.4%																																								
		64歳	95.2%																																								
	繰下げ支給	66歳	108.4%	}																																							
67歳		116.8%																																									
68歳		125.2%																																									
以降1歳ごとに8.4%加算																																											
75歳		184.0%																																									

種 類	内 容										
老齢基礎年金	<p>④振替加算</p> <p>老齢厚生年金、退職共済年金または障害共済年金の受給権者等の配偶者で、大正15年4月2日から昭和41年4月1日生まれの者(加給年金額の支給対象となっていた者に限る)については、65歳になったときから受給する老齢基礎年金に、「次に掲げる額」が加算されます。</p> <p>振替加算額</p> <table border="1" data-bbox="496 439 1142 517"> <tr> <td style="text-align: center;">228,100円×生年月日に応じて定められた乗率</td> </tr> </table> <p>ただし、老齢厚生年金または退職共済年金を受けることができるときは、この振替加算は行われません。</p> <p>また、障害基礎年金、障害厚生年金または障害共済年金を受けることができる間は、振替加算は支給停止されます。</p>	228,100円×生年月日に応じて定められた乗率									
228,100円×生年月日に応じて定められた乗率											
障害基礎年金	<p>①支給要件</p> <p>障害基礎年金は、原則として国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気・けがで障害者になったときに支給(注1)されます。被保険者の資格を喪失した後でも、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気・けがで障害者になったときには支給されます。</p> <p>ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です。</p> <p>① 障害基礎年金の額</p> <table border="1" data-bbox="549 1043 1216 1155"> <tr> <td>障害等級1級の場合</td> <td style="text-align: right;">990,750円</td> </tr> <tr> <td>障害等級2級の場合</td> <td style="text-align: right;">792,600円</td> </tr> </table> <p><子の加算額></p> <p>障害基礎年金を受ける権利を取得した当時、その者によって生計を維持されていた子(注2)があるとき、次の額が加算されます。</p> <p>なお、平成23年4月1日から、現在の障害給付の加算対象者に加えて障害基礎年金の受給権を取得した後に子の出生などにより、その者によって生計を維持する子を有するに至った場合も加算の対象となります。</p> <table border="1" data-bbox="520 1435 1216 1581"> <tr> <td>1人目・2人目の子</td> <td>1人につき</td> <td style="text-align: right;">228,700円</td> </tr> <tr> <td>3人目以降の子</td> <td>1人につき</td> <td style="text-align: right;">76,200円</td> </tr> </table> <p>(注1) 障害基礎年金は、在職中であっても支給されます。</p> <p>(注2) 次の①または②に該当する場合</p> <p>①18歳到達年度の末日までにある子</p> <p>②障害等級が1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子</p> <p><配偶者がいる方の障害給付における子の加算額と児童扶養手当の選択について></p> <p>平成23年4月から、原則として児童扶養手当の額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合には、児童扶養手当を受けることが可能となったことに伴い、子の加算額か児童扶養手当か選択できるようになりました。</p> <p>なお、子の加算額または児童扶養手当のどちらか一方しか受け取ることはできませんので、ご注意ください。</p>	障害等級1級の場合	990,750円	障害等級2級の場合	792,600円	1人目・2人目の子	1人につき	228,700円	3人目以降の子	1人につき	76,200円
障害等級1級の場合	990,750円										
障害等級2級の場合	792,600円										
1人目・2人目の子	1人につき	228,700円									
3人目以降の子	1人につき	76,200円									

種 類	内 容																				
遺族基礎年金	<p>①支給要件</p> <p>遺族基礎年金は、被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人などが死亡したときに、その人の遺族に支給されます。</p> <p>ただし、被保険者などが死亡した場合は、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です。</p>																				
	<p>②遺族の範囲</p> <p>死亡した被保険者(または被保険者であった者)によって生計を維持していた次に掲げる年収850万円未満の子のある妻または子です。</p> <p>ア 死亡した夫の子(注)と生計を同じくしている妻</p> <p>イ 死亡した人の子(注)</p> <p>したがって、夫が死亡したときは、妻と子の各々が、また、妻が死亡したときは子が、遺族基礎年金の受給権者になることができます。(現に婚姻している子については子として扱われません)</p> <p>(注)次の①または②に該当する場合</p> <p>①18歳到達年度の末日までにある子</p> <p>②障害等級が1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子</p>																				
	<p>③遺族基礎年金の額</p> <p>ア 妻が受ける場合 単位:円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">基 本 額</th> <th style="text-align: center;">子 の 加 算 額</th> <th style="text-align: center;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子が1人いる妻</td> <td style="text-align: right;">792,600</td> <td style="text-align: right;">228,700</td> <td style="text-align: right;">1,021,300</td> </tr> <tr> <td>子が2人いる妻</td> <td style="text-align: right;">792,600</td> <td style="text-align: right;">457,400</td> <td style="text-align: right;">1,250,000</td> </tr> <tr> <td>子が3人いる妻</td> <td style="text-align: right;">792,600</td> <td style="text-align: right;">533,600</td> <td style="text-align: right;">1,326,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)3人目以降は1人につき76,200円が加算されます。</p>	区 分	基 本 額	子 の 加 算 額	合 計	子が1人いる妻	792,600	228,700	1,021,300	子が2人いる妻	792,600	457,400	1,250,000	子が3人いる妻	792,600	533,600	1,326,200				
	区 分	基 本 額	子 の 加 算 額	合 計																	
	子が1人いる妻	792,600	228,700	1,021,300																	
	子が2人いる妻	792,600	457,400	1,250,000																	
	子が3人いる妻	792,600	533,600	1,326,200																	
	<p>イ 子が受ける場合 単位:円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">基 本 額</th> <th style="text-align: center;">加 算 額</th> <th style="text-align: center;">合 計</th> <th style="text-align: center;">一人当たりの額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人のとき</td> <td style="text-align: right;">792,600</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">792,600</td> <td style="text-align: right;">792,600</td> </tr> <tr> <td>2人のとき</td> <td style="text-align: right;">792,600</td> <td style="text-align: right;">228,700</td> <td style="text-align: right;">1,021,300</td> <td style="text-align: right;">510,650</td> </tr> <tr> <td>3人のとき</td> <td style="text-align: right;">792,600</td> <td style="text-align: right;">304,900</td> <td style="text-align: right;">1,097,500</td> <td style="text-align: right;">365,833</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)3人目以降は1人につき76,200円が加算されます。</p>	区 分	基 本 額	加 算 額	合 計	一人当たりの額	1人のとき	792,600	—	792,600	792,600	2人のとき	792,600	228,700	1,021,300	510,650	3人のとき	792,600	304,900	1,097,500	365,833
	区 分	基 本 額	加 算 額	合 計	一人当たりの額																
	1人のとき	792,600	—	792,600	792,600																
2人のとき	792,600	228,700	1,021,300	510,650																	
3人のとき	792,600	304,900	1,097,500	365,833																	

7 加給年金

(1)加給年金対象者の条件

組合員期間が20年以上の組合員または組合員であった者が基礎年金相当部分の受給権を取得した当時、その者によって生計を維持していた、年収が850万円未満である次の者が該当します。

なお、平成23年4月1日から、現在の障害給付の加算対象者に加えて「障害厚生年金」(障害等級1級または2級)や「障害基礎年金」の受給権を取得した後に結婚や子の出生などにより、その者によって生計を維持する配偶者や子を有するに至った場合も加算の対象となります。

(注)平成27年10月以降は、組合員期間と組合員期間以外の期間(厚生年金保険等)を合算して20年以上ある方も対象となります。

* 加算の対象となる年金種別 … 老齢厚生年金、特別支給の老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金、障害厚生年金

ア 65歳未満の配偶者
イ 18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある未婚の子
ウ 障害等級が1級若しくは2級に該当する障害の状態にある20歳未満の子

(2)加給年金額

配偶者(*)	228,700円
子 2人までの1人につき	228,700円
〃 2人を超える1人につき	76,200円

(*) 配偶者については、老齢厚生年金等の受給権者の生年月日に応じて、次の額が加算されます。

受給権者の生年月日	加算額
昭和9年4月2日から昭和15年4月1日	33,800円
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日	67,500円
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日	101,300円
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日	135,000円
昭和18年4月2日以降	168,800円

(3)加給年金額の支給停止等

- ・配偶者が自分自身の年金(退職・老齢・障害)を受けるとき(退職・老齢の年金は加入期間20年以上である場合が該当)
- ・加算の対象になっている配偶者または子が死亡、離婚、生計維持関係の解消等により要件を失ったとき(配偶者→65歳到達、子→18歳の年度末到達等)

8 再就職した場合の年金の支給停止

再就職して厚生年金保険に加入した場合、給料等と年金の額に応じて年金の一部又は全部が支給停止になることがあります。なお、再就職し共済組合の一般組合員となった場合は、「年金受給権者再就職届書」の提出が必要です。

(1) 年金停止額の計算方式

(基本月額 + 総報酬月額相当額) が 48 万円を超えた場合に年金の一部又は全部が支給停止されます。

※ 基本月額 : 老齢厚生年金額(退職共済年金(経過的加算額)、加給年金を除く) ÷ 12
総報酬月額相当額 : 標準報酬月額 + その月以前の1年間の標準賞与額の総額 ÷ 12

※ 退職後、共済組合の一般組合員となった場合、退職共済年金(経過的職域加算)は全額停止されます。
退職後、共済組合の短期組合員や民間等にお勤めの場合、退職共済年金(経過的職域加算)は全額支給されます。

(2) 年金停止額の計算方法

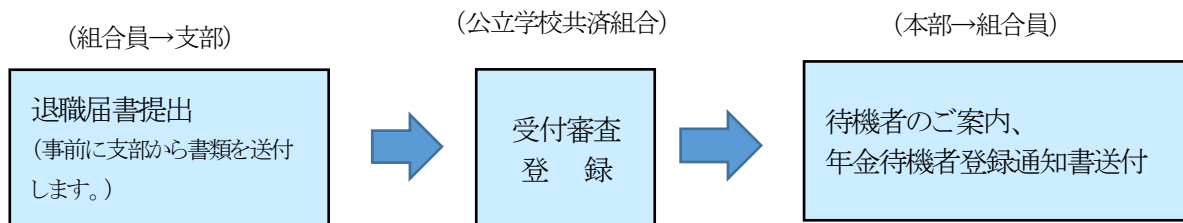
停止額(月額)
$(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 48 \text{万円}) \times 1/2$

※(総報酬月額相当額 + 基本月額) が 48 万円以下の場合、停止額はありません。

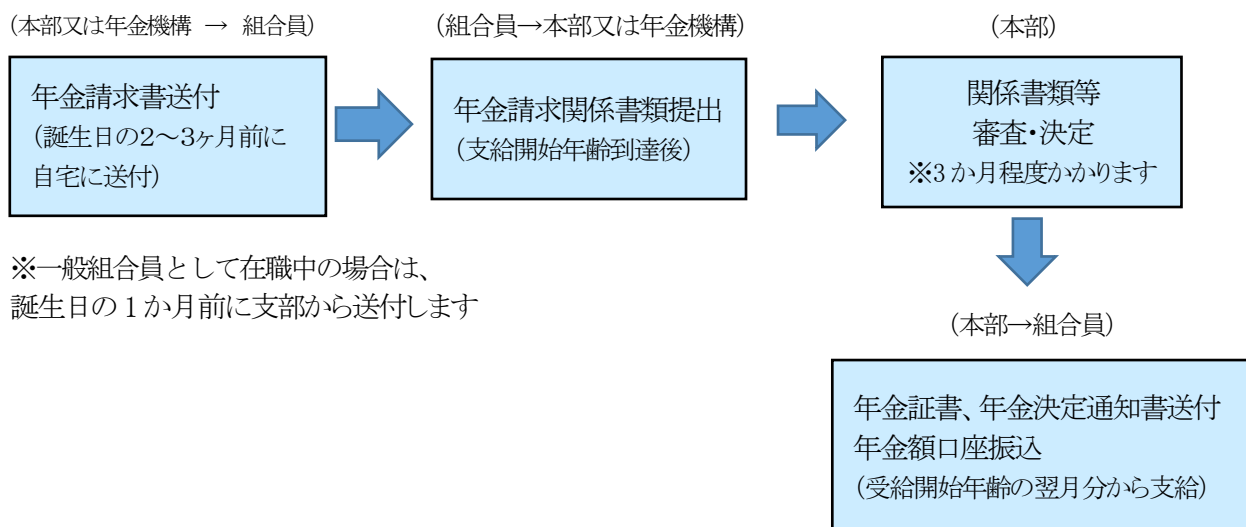
9 請求手続等

◆退職時に受給権が発生していない者

退職時 (短期組合員を除く)



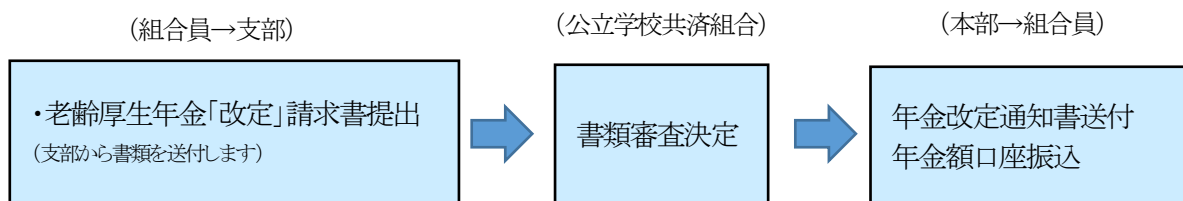
年金支給開始年齢到達時



※一般組合員として在職中の場合は、
誕生日の1か月前に支部から送付します

◆退職時に年金を受給している者

受給権発生(※)から退職までの期間を加え改定処理を行います。



ご提出いただいた書類の審査決定は、退職から3~4ヶ月の時間を要するため、退職後の直近の定期支給期におきましては、在職停止が解除されていない状態となります。解除後の年金額との差額につきましては、審査決定後にお支払いします。(退職後に再就職等により被用者年金制度に加入された方については、引き続き在職停止がかかります。)

10 年金の支給と留意事項

(1)年金の支給期月

年金は毎年、年6回、2月、4月、6月、8月、10月及び12月にそれぞれの前月までの分を支給することになっています。(送金案内書が6月・12月(年2回)送付されます。)

支給期月											
6月		8月		10月		12月		2月		4月	
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

*支給日は原則として各支給期月の15日ですが15日が土、日曜日の場合は前日、前々日の営業日になります。

(2)年金への課税

所得税法により、公的年金は所得区分が「雑所得」とされ、老齢厚生年金等を支給する際には、所得税の源泉徴収が義務づけられています。

年金受給者から提出された「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(注1)の内容に基づき、所得税を計算して、各支給期に年金の支給額から所得税を源泉控除します。

ただし、障害厚生年金、遺族厚生年金は非課税です。

(注1) 源泉徴収の際に年金受給者本人に係る控除(基礎的控除)及び配偶者、扶養親族等に係る控除(人的控除)を受けるために提出するものです。

(3)年金額の改定

老齢厚生年金などの年金額の改定は、老齢基礎年金などと同様、消費者物価によって自動的に改定されます。総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数が前年の物価指数と比べて変動した場合、その変動率とマクロ経済スライドによる調整率に応じて翌年4月分以降から自動的に年金額が改定されます。

また、毎年、9月1日時点で厚生年金被保険者である年金受給者(65歳以上に限る)についても、10月に自動的に年金額が改定されます。

(4)既給一時金の返還

過去に退職一時金の支給を受けた者が、老齢厚生年金等を受給する権利を有することとなったときは、原則として、その支給を受けた退職一時金等の額にその支給を受けた月の翌月から老齢厚生年金の受給権を得た月までの期間に応じた、複利計算による利子に相当する額を加えた額を返還しなければなりません。

ただし、老齢厚生年金等の受給権者が、その返還すべき金額を老齢厚生年金等の支給額から控除することにより返還する旨を共済組合に申し出たときは、老齢厚生年金等を支給する都度、その支給額から2分の1を限度として、返還すべき金額に達するまで順次控除することにより返還することとなります。

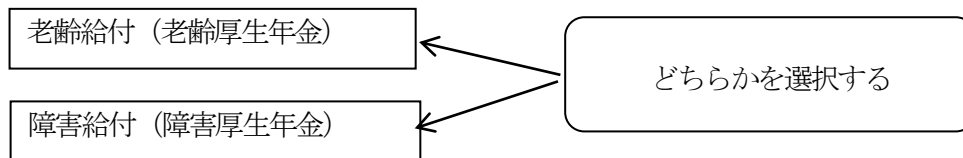
(5) 年金の供給調整

年金の受給権者が、複数の公的年金を受給することができる場合は、原則として、いずれか選択した一つの年金を受給し、他の年金はその支給を停止されることとなります。これを「併給調整」といいます。

なお、支給停止された老齢厚生年金、障害厚生年金または遺族厚生年金のうち、「職域年金相当部分の額」については、支給停止されません。(注1)

(注1) 受給を選択した年金が、地方公務員共済組合及び国の組合が支給するものである場合は除く。

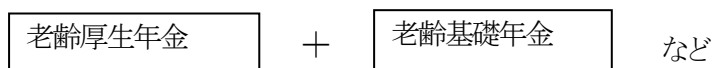
【併給調整となる例】



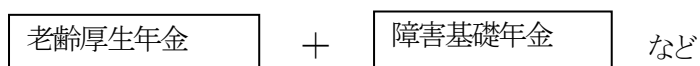
【併給調整となる例】

次の場合などには、併せて受給することができます。

①同一の給付事由に基づくもの



②65歳以上の場合で「厚生年金等」と「国民年金法に基づく基礎年金」



(6) その他の手続き

確定申告

所得税法上「雑所得」として取扱われる公的年金については、源泉徴収した税額に対して、給与所得のような年末調整を行う制度がありません。年金以外の収入がある等により源泉徴収された所得税の精算手続きが必要となる場合には、ご自身で確定申告を行ってください。

1 1 質疑等の照会先

「公立学校共済組合本部年金相談センター」

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台 2-9-5

電話 03-5259-1122

年金の送金、支給額、課税、書類提出等については原則として本部に照会してください。

なお、年金の初回決定時、年金支給期、各提出書類の提出期には、多数の方の電話が集中するため、電話がかかりにくくなります。この場合は支部へ照会してください。

VI その他

1 福祉保険制度（ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度・元気づくりサービスコース）の取扱い

傷病休職給付金を除き、退職後も継続加入が可能です。自宅あてに退職後の取扱いについてのご案内が郵送されますので、その案内に従って手続きを行ってください。

退職時期	ご案内書類送付時期
定年退職者（年度末で満60歳以上）	12月頃
定年以外の年度末退職者	翌年度7月頃
年度途中の退職者	退職の約2ヶ月後

- (1) ファミリー年金
保険年齢84歳まで更新手続可能（本人・配偶者共通）
- (2) 傷病休職給付金
退職月の月末をもって脱退となります。
- (3) 入院費用給付金・女性疾病給付金
保険年齢75歳まで更新手続可能（本人・配偶者共通）
保険年齢22歳まで更新手続可能（子ども）
- (4) 特定疾病給付金
保険年齢75歳まで更新手続可能（本人・配偶者共通）
- (5) 元気づくりサービスコース
保険年齢84歳まで更新手続可能

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00
	請求相談センター	給付金の請求	

2 アイリスプランの取扱い

- (1) 年金コース
年度末時点で満60歳以上の退職予定者へは、12月末頃に自宅あてに退職後の取扱いについてのご案内が郵送されますので、その案内に従って手続きを行ってください。
年度末時点で満60歳未満の退職予定者は、下記の財団サービスセンターまでご連絡ください。
- (2) 医療・日常事故コース
退職後も加入を継続できます。
医療コースは満90歳まで、日常事故コースは生涯にわたり継続できます。
- (3) 介護保障コース
教職員共済生協との個人契約として継続できます。ただし、追加で新たな契約はできません。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース、 医療・傷害補償コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始・ 6月29日を除く) 10:00～17:00
株式会社一ツ橋 サービス	介護保障コース	0120-878-626	

3 宿泊施設特別利用者証の交付について

「宿泊施設特別利用者証」は、公立学校共済組合の宿泊施設にご宿泊される際に公立学校を退職された方であることを証明し、組合員料金でご利用いただけるカードです。

- ・利用期限がありませんので、生涯ご利用いただけます。
- ・このカード1枚で、ご家族の方（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）も組合員料金でご利用いただけます。なお、ご家族であれば同居・同姓でなくてもかまいません。
- ・この利用者証にクレジット機能を付けた『公立共済メンバーズカード』もあります。
(別途、入会申込が必要です。)
- ・宿泊施設の相互利用もできます。

下記の各共済組合等が経営する宿泊施設では、当該組合の組合員と同じ宿泊料金でご利用いただけます。
(組合員料金でご利用いただける方は、年金受給者ご本人様のみです。ご家族の方は一般料金となります。)

地方職員共済組合	文部科学省共済組合
東京都職員共済組合	各市町村職員共済組合
全国市町村職員共済組合連合会	指定都市職員共済組合
警察共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
都市職員共済組合	

退職者みなさまにお配りしますので、ご利用の際は、退職者ご本人様の氏名を記入し、宿泊施設のフロントへご提示ください。

紛失等により再交付を希望される場合は、鳥取支部へ連絡してください。

(TEL 0857-26-7957)

退職に係る手続き一覧

提出欄：○…提出が必要 △…該当者のみ提出

区分	提出	提出書類	退職する場合の手続き方法	引き続き組合員となる場合	
県	○	・退職手当支給調書	提出書類に記入・押印の上提出してください。 ※再任用及び会計年度任用職員の任期満了退職の場合を除く。		
		・退職手当口座振込依頼書			
		・退職所得の受給に関する申告書			
財産形成貯蓄	△		各金融機関に確認の上、必要な手続きをしてください。	手続き不要	
確定拠出年金	△				
共済組合	△	・任意継続組合員申出書	他の医療保険に加入しない場合または家族の被扶養者にならない場合で任意継続組合員加入を希望するときは、申出書を提出してください。	手続き不要	
		・任意継続掛金の預金口座振替依頼書			
	組合員証等	○		退職日以降、使用できなくなりますので、所属所の事務担当者へ返却してください。 (組合員被扶養者証・高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証も同時に返却)	組合員証等は引続き使用できません ※職員番号が変更となる場合は別途組合員証発行手続きが必要となります
	資格喪失証明	△	・資格喪失証明書交付願	国民健康保険に加入又は家族の被扶養者になる場合で、資格喪失証明書が必要な場合は提出してください。	
	退職届書	○	・退職届書	・提出書類に記入・押印の上、提出してください。 ※臨時的任用職員及び会計年度任用職員の任期満了退職を除く。 ・組合員が在職中の傷病により日常生活に支障をきたすような一定の障害状態になったとき、障害厚生(共済)年金を請求できる場合があります。詳しくは担当までご相談ください。なお、障害年金の概要については退職手当・年金制度等ガイドブック(障害給付)を参照ください。 ・1年以上組合員であった者が退職した際に傷病手当金の要件を満たしている場合には、手当金が支給される場合がありますので、病気で休暇または休職中の方は担当までお知らせください。	
共済貸付	△		退職手当より貸付残債を控除しますので、手続きは必要ありません。		
福祉保険制度	△	ファミリー年金 医療費支援制度		退職手当・年金制度等ガイドブック(その他)を参照ください。	手続き不要 引続き加入
アイリスプラン	△	医療・傷害補償コース			
	△	年金コース			
互助会	△	互助会貸付	別途、通知しますので、銀行から振込してください。		
	△	団体保険	保険会社に連絡してください。	手続き不要	
	△	リフレッシュ旅行 (会員期間が15年以上、ただし60歳到達者を除く)	後日、ご自宅へ旅行ギフトカードを送付します。		

問合せ先

鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課給与担当	0857-26-7936	(退職手当)
鳥取県教育委員会事務局教育総務課福利担当	0857-26-7531	(財形貯蓄・確定拠出型年金)
公立学校共済組合鳥取支部貸付・厚生担当	0857-26-7957	(共済貸付・福祉保険制度・アイリスプラン)
公立学校共済組合鳥取支部医療・年金担当	0857-26-8327、7956	(組合員証・資格喪失証明書・任意継続・退職届書給付金・年金)
一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会	0857-26-7940	(互助会貸付・団体保険・リフレッシュ旅行)

お問合せ先

鳥取県教育委員会事務局教育総務課
鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課
公立学校共済組合鳥取支部

【住 所】

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地

- 財形貯蓄に関する事…………… (教育総務課 福利担当)
(0857) 26-7531
- 退職手当に関する事…………… (教育人材開発課 給与担当)
(0857) 26-7936
- 年金等共済組合の長期給付に…………… (公立学校共済組合 医療・年金担当)
関すること (0857) 26-7956
- 任意継続組合員に関する事…………… (公立学校共済組合 医療・年金担当)
(0857) 26-7956